

化事業に必要であるところの継続性というものが確保されるということが非常に大きな点だと思ふのであります。

振興会の寄付行為とそれから今度御審議中の基金法案とを比較してみますと、両者の目的、事業というものは大体同じであります。したがって、振興会が解消し、基金に吸収されるというのも非常にスムーズにいってわけでありまして、基金は財源も非常にふえ、また人員もふえます関係上、文字どおり発展的の吸収といえますか解消ということになるわけでありまして、この法案は基本の大枠をきめたものと見られますが、今後十月一日の発足までの六カ月間というものは基金の組織、また運営方針の細目をつくるというところに費やされるものと存じます。この細目づくりにあたりましては、もちろん衆知をお集めになることと存じます。振興会が四十年の長い間積み重ねました実績と経験というものを参照していただければ基金をおつくり願いたいと思ふのであります。この四十年間の実績、経験また多くの職員を金をかけて時間をかけて養成してきておりますが、この要員というものが振興会が新基金に持つてくることのできる一種の持参金だと思ふ次第であります。

私は、この機会に四年間国際文化振興会の理事長をいたしましたものとして思いついた点、気づいた点を新基金に対する希望として申し上げてみたいと存ずるのであります。

第一番に人物の交換という問題であります。文化交流事業として人物の交換、文化人を派遣し、またこれを招聘するという仕事が非常に大事なことは問題ないであります。法案の第二十三条を見ますと、この問題をその第一番目にあげておるのであります。これはたいへんわが意を得たものだと思ふ次第であります。振興会の寄付行為を見ても、これが第二番目にあげられておりまして、重要視しております。実際問題として、戦争前には振興会もこの人物の交換という問題に非常に力こぶを入れました、たとえば田

中耕太郎博士をイタリアに派遣し、また次いでラテンアメリカに派遣し、非常に好評を博し、成功をおさめたというような例もあるのであります。戦後は振興会も財政の関係その他でこれをあまりやっておりませんが、基金が成立の暁にはこの点をぜひとも活発にお願いしたいと思ふ次第であります。

それから、第二に申し上げたいのは、文化会館の問題であります。いまから十数年前にローマに日本文化会館が設立されたのであります。これはなくなられた吉田首相が非常に熱意を傾けられまして実現したのであります。イタリア政府がローマの旧抜きの場所に地所を無償でくれまして、これに日本政府が二億円の金をかけ、日本式のりっぱな建物また庭園を配しまして非常にりっぱな文化会館ができました。中の施設も非常にりっぱでありまして、また館員も人を得まして非常に活発な活動をして好評を博し、成功したのであります。

これが一種のデストケースになりまして、三年ほど前には西独のケルンというところにも同じような文化会館ができてまして運営されておるのであります。私が、私としては、この文化会館というもののが外国における日本文化交流の拠点として非常に重要な意味を持つのであります。今後重要な国には統々としてこの文化会館が設置されることを希望したいと思ふのであります。

御承知のようにオーストラリア、豪州は日本との間の経済関係が非常に急速に発展してまいりまして、豪州における日本熱、日本研究熱、日本語の勉強というようなことが非常に盛んになっております。この数年前から豪州と日本の財界の人の集まりであるところの日豪経済合同委員会というものがあつた。この委員会の中で、最近日本と豪州の間で相互に文化会館をつくらうといううな話が出ております。豪州側も非常に熱心であります。豪州は今後も日本にとってますます大事な国でありまして、ぜひとも近い将来にこの日豪間の文化会館の相互設置という問題を実現してい

ただきたいと思つております。

この振興会としましては、いま申しましたローマとケルンの文化会館のほかに、ニューヨークとロンドン、アルゼンチンのブエノスアイレスの三カ所に派遣員を出しておりますが、戦前のKBS、振興会というものはもつとたくさん派遣員を各地に派遣しておいたような実情でありまして、この派遣員も大いに拡充してもらいたいと思ふ次第であります。

それから、もう一つ申し上げたいと存じますのは、日本の著作物を外国人に翻訳してもらふ問題であります。

御承知のように英米人のウェーリという人が「源氏物語」をりっぱに翻訳しまして、そのおかげで「源氏物語」が世界に広く紹介されたということがあります。

また米国人でサイデンスツッカーという人があります。この人が十数年前に川端康成先生の「雪国」を英訳しまして、これがまたりっぱな翻訳でありまして、そのおかげで川端先生の著作というものが世界に広がり、ついにノーベル賞をもらうというようなことにもなったわけでありまして、この日本の名著をりっぱな外国語に翻訳してもらふという問題は日本の文化というものを知らせてもらふ上から非常に大事だと思ふのであります。

〔委員長退席、永田委員長代理着席〕

ただ、現在の状態を見ますと、日本のものを翻訳する人も相当アメリカ等に多いし、また欧州でも何人かあるようでありまして、日本のものを翻訳するだけではなかなか生活の足しにならぬといううな問題があります。新規模機関が成立の暁には、こういう人に対して援助といひますか激励の手を差し伸べる方法といううなものを考えていただけたらと存ずる次第であります。

最後にもう一つ、少し小さな問題かもしませんが、私が申し上げたいと思ふのは京都の問題です。京都が古い文化都市として日本の文化、日本を研究する人にとって大事であるということは申すまでも

もないのであります。京都には多くの外国人がたずねていて、京都の風物、文化を見ようとして押しかけていくわけでありまして、それらの人を援助しました便宜を供与するために振興会としましては京都支部というものを年来つくつておるのであります。この京都支部が補助金の対象にはなつておりませんが、京都支部が現地の京都の財界の人の協力、援助によってこれを運営していくといううな形になっております。この京都支部のやつておることは非常に評価されまして、実績をあげておるのであります。この基金の法案を拝見しますと支部を置くということも予見されておるようでありまして、基金ができました暁にはぜひともこの京都の支部というものの地位を公に認めていただけて十分活動ができるようにしていただきたらならば、日本の文化を宣揚する上から非常に役に立つのではないかと思ふのであります。御承知のように英國にはブリティッシュカウンシルという強力な文化団体がありまして活動をしております。このブリティッシュカウンシルに招待されまして英國へ参りますと、英國の国内各地にブリティッシュカウンシルの支部がありまして非常に親切にまた要領よく待遇してくれ案内してくれるのであります。これは英國に行つてブリティッシュカウンシルの世話になった人の非常に感銘するところなんでありまして、ひとつぜひとも、そういう例もありまして、京都の支部の地位というものを公に認めていただけて京都が活動できるようにさせていただいたらと存ずる次第であります。

私の申し上げたことはこれでございまして、ありがとうございます。

○永田委員長代理 鈴木参考人ありがとうございます。

次に、山田参考人をお願いいたします。

○山田参考人 本日は、国際交流基金はどうあるべきかという点に關し、国際文化振興会での経験から得た見解を御参考として述べてみたいと思ひます。

まず第一に、国際文化交流の理念と国際交流基金との関係について述べてみますと、国際交流基金の構想は昨春秋に行なわれた日米経済閣僚委員会での福田外務大臣の発言を契機として聞いていると聞きますが、この構想の動機となつた一番大きな理由として、ここ近年におけるアメリカやヨーロッパ、アジア諸国からのきびしい批判にあると思われまゝ。日本に対して名づけられたエコノミック・アニマルということばはアジア諸国ばかりではなく、いまでは全世界の民衆の間にもあまねく流布喧伝されていることとなつております。特に一九六〇年以降における日本の驚異的な経済発展は、その結果として海外への経済進出となり、アジア、アフリカ諸国などの発展途上国にとってはその国の経済成長をも破壊しかねないゆゆしき事態を生じつゝあると思われまゝ。

日本の経済進出がたとえ貿易や経済協力という形をとつても、いまの速度で進んでいけば、今後五年、十年先には日本は欧米やアジア諸国と敵対関係に突入していくという可能性は十分に考えられます。ヨーロッパに滞在し、私はしばしばヨーロッパ人から詰問を受けました。その内容は、日本の機械製品、電気製品の質はヨーロッパのものと同じ水準に達している。資源が乏しく、外国に依存している日本がヨーロッパ製品と同じものをつくり、しかも値段が格段に安いのはなぜなのか。労働者の賃金を低く抑え、犠牲をいっているからではないか。しかも日本の工業都市はあらゆる環境汚染に悩まされているのは何を意味するのかと詰問されました。そのたびに私は返答に窮したことを覚えております。

一方、日本の現代文化とは何かを考えるとき、私たちは異常なほど不気味な経済成長や環境汚染や都市住民のおそるべき貧困な住居や高物価の中での貧しい民衆の生活を日本の現代文化の象徴であるとみなさざるを得ません。そうした環境の中で、海外では何の価値もない、商業主義によつて墮落させられた個性の乏しいテレビ番組、映画、文学作品や絵画などの量的はんらは現代の日本

人の精神的荒廃を意味しております。国際交流基金の発足はこうした危機的状況の中にとられた日本政府の対応措置であり、その目的には遠大な構想が含まれていることは、外務委員会で外務大臣の答弁の中に十分うかがわれます。しかし遠大な構想のわりにはその目的とする内容は貧弱ではないかと考えられます。外務大臣は三月二十二日の外務委員会での中川委員の質問に答えて、中立的な立場においてわが国の理解者を世界に求めること、わが国民の国際的感覚を養うということという二つの目的をあげていられますが、その発想はどこまでも日本中心の考えであり、日本が諸外国から理解されていらないので、理解してもらおうという考えが中心となつております。

私たちは国際交流基金が遠大な構想と意図のもとに出発させるならば、この新しい危機に直面した日本がとるべき立場として、あくまでもユネスコ憲章に示された精神に立ち返り、そこから出発すべきではないかと考えます。ユネスコ憲章は悲惨な結末を遂げた第二次世界大戦への反省によつて生まれ、周知のごとく一九五一年に公布されたが、そこには、相互の風習と生活を知らないために、世界の諸人民の間に疑惑と不信が起り、この諸人民の不一致がしばしば戦争の原因となつたと指摘し、人間の無知と偏見を戒めております。また文化の広い普及と正義、自由、平和のための人類の教育はすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神を持って果さなければならぬ神聖な義務であると指摘し、政府の政治的及び経済的取りきめのみに基づく平和は、世界の諸人民の一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よつて平和は、失われないために、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならないと述べています。

すなわち、文化交流の根本目的は国際平和の確立であり、その平和は過去の歴史に示されたごとく、政府間の政治的経済的な取りきめによつて達成できるものではなく、世界の諸人民の知的及び

精神的連帯によつて初めて達成されるものであるということ。世界の諸人民の知的及び精神的連帯は、まず私たちがみずからの内部にある国家や民族という狭いワケを取りはずし、相互に他国の国民がたどつて来た歴史や互いに持っている生活上の習慣や文化遺産を理解しようと努力することから始まります。

このユネスコ憲章に基づくなら、日本は決して軍事大国であつてはならないし、また経済大国や文化大国である必要はありません。大国であるという意識は、やがては人種上の偏見や傲慢に結びつき、外国から痛烈な批判を受けざるを得ないのは近年の東南アジア諸国からの日本への非難によつても十分了解されることである。

私たちは国際交流基金の設立にあたり、まず何を考えねばならぬでしょうか。欧米やアジア諸国からの批判や非難に対して日本がよく理解されていらないと受け取るのではなく、批判や非難の裏に冷徹に分析し、相手が何を主張しているかをよく考えるべきであります。しかも私たちは欧米やアジア諸国民の苦闘の歴史や彼らの築いてきた文化の特殊性をどこまで理解しようとしてきたでしょうか。特に近隣のアジア諸国に対して、私たちは全く無知であり、その無知の上に傲慢さをも持つております。文化交流は結局、国民と国民の、一人対一人の文化的手段を通しての交流であれば、私たちはまず相手の国の置かれてきた歴史的條件やその文化が持つ特殊性を十分理解した上で、その国との文化交流のあり方や方法を検討しなければなりません。そうした現状の分析や調査なしに、日本が批判されているとか非難されているという現象面だけにこだわつて、国家的観念に重点を置いて対応しようとするれば、相手の国民から日本への文化宣伝だ、経済進出をカムフラージュする文化侵略だとの非難が返ってきます。日本が経済協力や文化交流と称してお金を使えば使うほど、アジア諸国では不信と疑惑の目で見られることにもなります。

そのようにならないためには、文化交流は行政的な政策の次元でとらえたり、国家の外交政策に従属させるべきではありません。国際交流基金はそうした意味で人類的な視野を持った文化主義の立場をとり、一國の外交政策や経済政策の是正をも迫るだけの遠大な抱負が必要ではないでしょうか。

次に、国際交流基金と国際文化振興会との関係について述べてみますと、国際交流基金の設立によつて、国際文化振興会は基金に吸収合併されることになっていますが、国際交流基金は国際文化振興会の単なる拡大であつてはならず、この機に国際文化振興会の事業の否定的な側面を是正し、また過去に積み重ねてきた経験をいかに生かすかを検討すべきであります。

まず初めに機関の独立性についてであります。国際交流基金と監督官庁の外務省との関係であります。外務大臣はその外務委員会での答弁で、外務省は基金が運営を誤らないよう監督していくが、具体的な運営は運営審議会の総意ででき、それを受けて役員会が仕事の実行に当たると発言していられますが、国際交流基金法案の条文には大臣の答弁を裏づけるものは見当たりません。条文第二十一条第三項には「運営審議会は、基金の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることが出来る。」とあるだけで、運営審議会は基金の運営に対して何の権限もなく、また拘束力も持つていません。その上、第三十六条第一項には「基金は、外務大臣が監督する」という条文があり、これは法律の運用次第では外務省が基金の細部にまでわたつて監督し、統制していくことができることを示唆しております。事業の常として、外務大臣が細部にわたり監督できるはずはありませんから、その権限は官僚機構の末端にいる事務官にゆだねられることとなります。またその事務官が自分の成績を上げるというこのみを考え、即興的な思ひつきで監督し始めたら、どのような混乱を招くかは、容易に想像がつくところであり、日本の文化交流事業を効果あらしめるために

は、その専門機関に思い切った独立性を与える以外に、その専門機関が自主的に長期にわたる展望をつくり出し、企画から準備、準備から実施、その上での謙虚な反省に基づく将来への展望へと有機的に運営を行なえば、日本の文化交流は十年にして全世界に共感をつくり出し、その純粋な目的によって影響力を強めるに違いない。

そのよい例として、イギリスの文化交流機関であるブリティッシュカウンシルがあります。ブリティッシュカウンシルは外務省文化事業部が文資第46-31号で、その財政の大部分が政府の支出でまかなわれているが、機構上は政府関係各省からは独立した機関となっている。このような独立性を維持しているために、各国の教育者、科学者、文化人等の交流が円滑に行なわれているという利点があると指摘しております。

このように外務省は文化交流機関にその独立性を与えればより有効な成果を生むと理解しながら、国際交流基金という法案をつくることになれば、どこまでも行政官庁の監督、統制のもとに置こうとするのは、今後の日本の文化交流事業にとって不幸なことであるといわざるを得ません。次に、今後の提案として二、三参考意見を述べてみますと、まず第一に、日本文化会館の増設の問題があります。

国際交流基金はその海外支部として、ローマやケルンにあるような日本文化会館を世界の主要都市に増設すべきであります。これらの文化会館はいわゆる啓蒙宣伝のためのインフォメーションセンターであってはず、その活動も設置された国の文化事情、文化的特殊性及びその国と日本が持った過去の文化交流を検討し、それに基づいた活動方針を立てて、独自の活動を進めるべきであります。

各文化会館は、図書館を設け、学術研究助成活動を行ない、質の高い日本文化の研究者を育てるとともに、一方、日本文化紹介活動を通して、日本文化に積極的に関心を寄せる新しい層を擁護し、真の理解者を育てていく必要があります。

こうした理解者を通して直接外国の人々に日本文化の本来の姿を紹介させるならば、さらに新しい世代の有能な青年層が日本文化に強い関心を抱くようになるでしょう。

また文化会館はその活動目的として、日本文化紹介だけでなく、その国の文化を研究するための機関であることを明確にし、日本から訪れる研究者のために利用できる制度が必要であります。こうした制度は西欧各国の在外文化会館では本来の活動目的であります。各文化会館が相手の国の文化を純粋な学問的動機に基づいて研究する機関でもあることを相手の国民に印象づけられ、相手の国はその純粋な目的のために、日本文化会館に敬意を払うようになってきます。真の文化交流は当然のことながら、相手の国の文化を謙虚に学び取るうとする態度なくしては効果を生み得ないのであります。

また海外駐在員制度については、現在、国際文化振興会は、ニューヨーク、ロンドン、ブエノスアイレスの三カ所に駐在員を置いており、これらは国際交流基金にも引き継がれますが、この駐在員制度は確固とした計画に基づいて設置されたものではなく、予算計上したものが偶然認められたものであります。各所に駐在員を派遣し、振興会が広範囲に活動を行なっているように見えますが、その実態は、事務所もなく、事務、事業費合わせて月額百ドルの予算でまかなわれており、これでは事務連絡すら十分には行なうことができません。しかも、事務所がないため、大使館インフォメーション・センターの一隅に寄生し、大使館現地職員として雑務を処理させられております。この制度を見ても、従来の国際文化振興会が文化交流活動に對しに無定見であり、現状を把握してその改善を積極的に考えていなかったことが証明されます。現に駐在員が上記の事実を指摘し、その改善を訴え続けても、一向に取り上げず放置してあります。このような中途はんばな駐在員制度は廃止し、専門官養成のための研修制度に切りかえるか、それらの予算を一つに総合し、文

化会館を設置すべきであると考えます。

また、国際文化振興会から外国に派遣されている職員は、その在外勤務手当を外務公務員の八割と機械的に定められ、共済組合制度による健康保険もなく、ひどい待遇の中で働いております。この点もこの機会に改善されるよう望んでおります。

さらに文化交流活動に必要な人材としては、従来は、文化交流活動に携わる者は、語学と事務の能力があれば十分であると考えられてきました。しかしいままで述べてきましたように、日本文化を通して世界に寄与し得るような本格的な国際文化交流のためには、単なる語学と事務能力以外にかなり高度な専門的資質が要求されます。たとえば在外日本文化会館では絶えず現地の文化関係者や専門家と交渉があり、現在の日本文化やその国の文化について話し合う機会があり、文化現象についての独自の見解を問われたり、また具体的な説明を要求されます。こうした会話の内容は、自己の専門分野にも及んだり、またしばしば文化についての本質的な討議に発展し、しかも相手からはこのような質問や討議に当然答えられる専門家とみなされるのが常であります。

文化交流はこうした対人関係の積み重ねによって進められる場合が多く、適材に乏しければその文化交流機関は相手側から否定的な印象を与えるだけであり、大きな観点から見れば日本の文化交流事業にとってマイナスの要因となるでしょう。したがって国際交流基金は新職員を専門官として養成すべきであり、監督官庁からの古手役人を移行させるようなことがあってはなりません。

また監督官庁からの出向については述べてみますと、国際文化交流の仕事には五年十年にわたる長期の経験と専門知識を要しますので、この種の仕事に未経験な官吏による短期間の出向は事業遂行にとって効果はなく、むしろマイナスとなります。

文化交流の仕事には未経験な官吏が国際交流基金に出向してきた場合、この官吏は短期間にできるだけ成績をあげ、本省のよりよいポストに戻り

たいと願うのは人情として当然でもあります。しかしその結果、即効的な仕事で、本省の欲心を買おうと努力し、長期にわたって積み重ねてきた文化交流の仕事に混乱を引き起こす可能性は十分にあります。

このような意味からも監督官庁からの出向は、一般的に見ても効果はありませんが、特に文化交流事業にとっては、第一章第一条にあるような効率的運用をそこなうだけであり、出向は中止し、その人件費をもって新職員を補充すべきであります。

また管理職制度について申し上げますと、基金の予算書により、管理職に対する職務手当が十四人分計上してありますが、本部職員数四十七人という小規模な団体に対して、理事長、理事、監事のほかに十四人の管理職は多過ぎるのではないかと考えます。

基金の管理体制の構想では、管理職として部長、課長、係長を考えているようですが、この小規模な団体において、係長まで含めれば職員全体の約半数が何らかの役職につくことになり、外務大臣は外務委員会での答弁で、基金は官庁のやり方であってほならないと明言していられますが、国際交流基金の管理職制度は、いわゆる官庁のシステムの採用では組織が硬直するだけで、文化交流事業に熱意をもって取り組もうとする職員の創意をくじいてしまうことになり、文化交流の仕事は単なる機械的な事務処理では行ない得ず、各個人が責任を持ち、しかも一貫して仕事を担当せねばならず、各部の各担当者と常に有機的な連絡を保ちながら仕事を進めなければなりません。またときに一つの目的を実現するために企画、準備、実施、反省の各過程を通して、各部の担当者からなるプロジェクト・チームを構成し、合議により最も効果的な仕事をしなければなりません。

こうした意味でも、縦の命令系統をこまかく設けていけば、管理職という意識が逆の効果をもち、本来職員間で率直に行なわれていた意見の

交換が不十分になり、命令にだけ従って運営されるようになれば、文化交流の仕事は事務的に進められても、決して実り豊かな仕事はなし得なくなります。

管理職につく者は職員の豊かな経験と専門知識を十分に理解吸収し、職員の創意とくふうを引き出す能力を持つ者が要請されております。

従来の国際文化振興会が陰気で活力のない一外郭団体であると世間に思われていたのは、資金がなかったことや、外務省の下請機関になり切っていたことにあるが、他の重要な原因として、幹部がすでに専門的知識を身につけている職員を十分に活用する能力がなく、また若手の職員を文化交流活動に役立たせる専門官として養成していく見識もなく、また事業計画一つとってみても、職員から創意ある意見を引き出していくという考えもないからでありました。

加川外務省文化事業部長は国際交流基金設立にあたり、新しい皮には新しい血を注ぐべきであると、その抱負を述べていられますが、職員の豊かな経験を引き出し、創意と活気にあふれた基金をつくるには、従来の考えにとらわれることなく、根本的に管理職制度を再検討されるべきであると考えます。

最後につけ加えますなら、国際交流基金がいかにリッパなビジョンや企画を持って、実際に担当し、運営に当たるのは職員でありますから、優秀な職員を集め、確保していくことが今後の基金の成果を左右いたします。そのためには、国際交流基金は職員の給与水準を思い切った引き上げ、より働きやすい労働条件をつくり出し、生涯をかけて文化交流の仕事を行なっていくこととする意欲のある職員を養成すべきであります。

以上をもって参考人としての意見を終わります。ありがとうございます。

○永田委員長代理 山田参考人ありがとうございます。

次に、山崎参考人をお願いいたします。

○山崎参考人 私は民間にあって文筆を業としてきた者であります。近年アメリカの大学で日本文化及び日本文学を講じるような機会があり、またイタリアあるいはアメリカなどで自作の演劇作品を上演するというような機会を持った者でございます。そういう機会に接しまして、日本の文化的な国際交流の現場をべつ見した者といえまして、今回の国際交流基金の構想というのはまさに喜ばしいことであるというふうに思っております。

ただ一つここで皆さまに強調しておきたいことは、日本の国際的な文化交流というのは皆さまがお考えになっていらっしゃる以上に危機的な状況にあるということでありまして、それは何もきのう、きょう始まった事情によるものではなくて、日本の歴史のあるいは地理的な宿命のようなものから生まれているわけでありまして、

考えてみますと、日本は二千年来外国文化というものを何らかの形で受け入れ、それを消化し、独自の文化を形成してまいりました。そしてこのことはわが国にとって恥ずべきことでも何でもないのであります。その一面、従来わが国は文化を外国に対して積極的に紹介するあるいは輸出するという経験を持たなかつたわけでありまして、

たとえば、この二千年来中国文化というものは、その周辺諸国にとりましては理解することが死活の問題でありました。また、この百年來を考へますと、幸か不幸か西洋文化というものを理解することは他国の国民にとって死活にかかわる必要であつたわけでありまして、しかしながら日本の文化というものは、残念ながら世界のいかなる国民にとつてもそれを理解することが必ずしも死活の問題ではないということでもあります。なるほど

御案内のように、日本の浮世絵が西洋の印象派の芸術に影響を与えた、あるいは日本の短歌形式あるいは俳句の形式が西洋の文学、特に詩に大きな影響を与えたというような若干の例外はございますが、そういう文化輸出にしましても、これは外国人の側から見ると、せいぜい好奇心あるいは

新しいものに対する関心にすぎないのであります。日本文化を受け入れなければ国際社会に生きていくことができないというような痛切な必要に立つたものではなかつたわけでありまして、そして現在もまたその事情はいささかも変わっていないのであります。日本がGNP世界三位というような経済大国になるにつれ、むしろそれと反比例して、日本文化に対する理解の不足が嘆かれていくわけでありまして、

ここで強調しておきたいことは、われわれは、つまり日本人は、自国の文化を他国に紹介していくにあつて大きな歴史的なハンディキャップを持っているということでありまして、つまり、たとえば私たちがフランスの文化を理解したりイギリスの文化を理解するときのような、いわば自分の生活がかかっているというような実感は向こう側にはないわけでありまして、したがってこちらの文化を理解してもらふためには、文字どおり懇願するあるいは哀訴するというような方法をとつてでもこれは理解してもらわなければならないわけでありまして、

現状はすこぶる急を告げているのであります。先ほど申しましたように日本の経済的成長というものがヨーロッパ、アメリカはもとより、東南アジアにおきましても、非常に大きな日本の国際的な存在感といえます。プレゼンスを与えているわけでありまして、それにもかかわらずカメラを輸出し、テレビを輸出する国は、そのカメラによって何を写しているのか、そのテレビによってどんなドラマを上演しているのか一向理解されていらない国家であります。言いかえれば、非常に大きな肉體を持ちながら顔のないのつべらぼうの巨人が世界をのし歩いているというのが現状であります。そして、繰り返して申しますが、それに対して諸外国に潜在的にあるものは好奇心に乏しい恐怖感であります。ですから日本が国際的に文化的に理解されようと思えば、当然ヨーロッパの諸国、アメリカなどに比べて教倍する努力があつて

しかるべきであります。

しかるに、現状を考えますと、これまでの経過はむしろ逆でありまして、いわば自国の文化を紹介しやすい西洋諸国に比べて、一割ないしは二割ぐらいの努力しか日本はさいていなかったわけでありまして、聞くところによりますと、今度の国際交流基金が発足して、その運用益及び政府からの補助金を足して日本の国際文化交流に使われるお金は十二億何がしだということでありまして、それでも、つまりかなり増額された現在の額でもなおかつアメリカに比べれば一割に満たず、イギリスに比べても六分の一ぐらい、フランスやイタリアに比べてもはるかに及ばないという現状であります。

それで、まあ文化会館というような話が先ほど出ておりましたけれども、御案内のようにフランス、ドイツ、イギリスというのは、日本の文化会館に相当するようなものを日本の中だけでも二つ以上持つております。東京と京都にあつたりいたします。それに引きかえ日本の場合、ローマとケルンには文化会館がありますけれども、その他の大切な国、モスクワにもロンドンにもパリにもニューヨークにも文化会館は一軒もないわけでありまして、ハンディキャップのゆえになまけていくというものがこれまでの現状でございます。

さらに内容のほうを振り返りますと、そういう歴史的事情にかんがみまして、私たちの文化紹介には非常にむずかしい、矛盾する問題がございます。それは、日本文化の特異性といえます。特殊性を強調して紹介していくのか、あるいは国際社会の中における日本文化の同質性の面に重点を置いてこれを紹介していくのかという二者択一の問題がございます。日本文化の従来の紹介のしかたは主として特殊性、独自性のほうに重点が置かれてまいりました。すなわち、日本文化を紹介するといえれば能を輸出してみたり歌舞伎を紹介してみたり、あるいはお茶やお花を外国人に教えるという形をとるのが常識とされてきたわけでありまして、しかしながら、こういうすぐれた文化財というのは確かに日本の伝統を代表してはおり

ますけれども、非常に慎重にかつ注意深く説明を加え、注釈を加えまないと、外国人にとっては日本に対する理解を助けるどころか、むしろ一種の誤解を招く心配さえあるわけであります。すなわち、日本国民というのは国際的な常識からいえば何だか理解したいものを楽しんでいる。かえって日本人に対してマイナスのイメージをつくりかねません。ですから独自性、異質性というものを強調していく場合には、それにしるべききたんねんな注釈をつけて紹介していくべきでありますが、それに付いては十分な専門家、文化を外国に對して説明していきけるだけの人間というものを養成し、かつこれを海外に派遣しなければならぬわけであります。従来、その点について必ずしも十分な配慮がされてきたとはいえないわけであり

のみならず日本文化というのは、この近代化百年の歴史の中で単にこの異質性のみを育ててきたのではなくて、西欧の文化を輸入し、これを消化する過程の中で、ヨーロッパ文化のコンテキストの中で十分理解のできる、そしてなおかつ日本の独自性を秘めた文化財をつくり出しております。たとえば日本の建築でありますとか日本の現代音楽でありますとか、あるいは日本の写真でありますとか、そういった領域ではすでに国際的に評価されている日本の芸術家がたくさんおります。また学問の分野においてもそのとおりでありまして、何も理論物理学の例をあげるまでもなく、諸分野において外国のといえますか、西欧の論理の上に立ちながら日本の独自の学問の成果をあげている分野があるわけであります。そういういわば世界との同質的な側面というものを今後は大いに紹介し、かつ説明していかなければならぬというふうな考えです。

また文化輸出を行なっていたのでは、日本の場合にはかえってマイナスの事態を引き起こしかねません。と申しますのは、先ほども言いましたように、日本文化を紹介する場合には、その独自性の面と同質性の面、この二つの間にデリケートなバランスをとっていかねばならないからだと、この点は何度繰り返しても足りないものであります。たとえばフランス文化を日本人が理解するが、たとえばフランス文化を日本人が理解するが、フランスの側からいえば、フランス文化を日本に輸出する際には、相当無神経にいかげんにやっつけてもだいたいようぶなのです。なぜならば、日本人の心の中には、初めからフランス文化を理解することは死活の問題であり、自分の教養にとつて欠くべからざることだという先入観がございまして。しかし、諸外国の国民にとつては、日本文化を理解することはさほど重要なことではないのであります。言いかえれば、われわれは要らないものを売りつけに行くわけであります。そうならば、誤解を招かないように、向こう側にそれだけの積極的姿勢を期待できないとすれば、こちら側がそれに倍する積極性を持って対応しなければならぬわけであります。いまも申しました異質性と同質性の間にデリケートなバランスをとるためには綿密な調査、これは外国の側にもあるいは日本内部の側にも調査が必要であります。そして日本がどのようなイメージをつくり上げていくかということについて、いささかことは悪いのであります。周到なる演出が必要であると私は考えております。そのためには、この国際文化交流基金というものは今後日本を代表する統一的文化紹介のセンターにならねばならぬと、今後同種の企画が各官庁からばらばらに提案されて、幾つもの類似のファウンデーションができるような事態はぜひとも避けていただきたい。日本国としてそれだけの経済的な力があるのなら、できるだけこの交流基金に集中的にお金を使っていたらいい、これを日本の文化センター、イギリスのブリティッシュ・カウンシルに相当するようなものにぜひともしていただきたい。そういうことはいないと

思います。が、ゆめゆめ各官庁の間に足の引っぱり合いなどということが今後起こらないようにお願いしたいものであります。また、したがって、この交流基金というものは、一面において研究機関としての性格を持たなければならぬと思ひます。単に技術的に日本のPRを行なう宣伝屋さんではなくて、一体何を宣伝するか、もつと云うならば、宣伝すべきものをいかにして日本国内に育てるかというようなところまで目的の行き届く、日本の国家イメージに関する研究機関でもあつていただきたいというふうなことを考える次第でございまして。そのためには先ほど他の参考人も申されたようでありまして、この交流基金の中に文化交流の専門家を養成していただきたいということでありまして。これは一面では高度の外交技術と備えた外交官であると同時に、日本文化について一流の見識を持った文化人になければならぬわけでありまして、これについては長期にわたる育成、養成が必要かと思ひます。実際、現状を振り返ってみますと、そういう人材というのはいささか乏しいのであります。現在の文化振興会の中にも優秀な方はたくさんおられるようでありまして、必ずしも今後の需要を満たすに十分の人材があるとは考えられません。また民間といいましても、あるいは学界、あるいは実業界にこういう仕事をやる人たちがいます。見当たるかといえども、これもたいへんむずかしいのであります。したがって、当然現在の官界といひますか、外務省に働いておられる方々を含めて協力を求めなければならぬと思ひます。しかしながら、その協力を求める場合には、あくまでも国際文化交流というところに眼を落ちつけて永続的にやるという志のある人を集めなければならぬというふうな考えであります。まさに事態は急を告げているのでありますから、この際官民というふうな区別を問わず、優秀な人材本位に積極的な人を集めていただきたいと思ひます。

最後に、審議会という新しい構想が導入されていることについて敬意を申し述べておきたいと思ひます。これは従来の文化振興会にはなかった制度であるかと理解しておりますが、それだけにこの審議会の運用いかん、活用いかんによりましては、たいへん具体的かつ深い見識がこの基金に結び込まれることになるかと思ひますが、現在の法案におきましては、必ずしもその地位が明確ではございせんので、場合によっては、つまり活用可能性も残っているわけでありまして。今後十分その点に御注意いただきたいと関係諸公の皆さんにお願いする次第であります。

簡単にございまして、これだけで参考意見を終わらしていただきます。

○永田委員長代理 山崎参考人ありがとうございます。

次に、滝沢参考人にお願いたします。

○滝沢参考人 今回国際文化交流振興会が国際交流基金として、特殊法人として発足するにあたりまして、特殊法人の自立的運営がいかに必要であるかという点につきまして、まず申し上げてみたいと思ひます。

〔永田委員長代理退席、委員長着席〕

もともと行政機関でやれる仕事を特殊法人でやる必要は全くないと思ひます。なぜ特殊法人が設立されるのかというと、国の目的とする業務を行政機関でやるといふことになりまして、制度上のいろいろな制約があつて、能率的な運営がはかどれない、そこで特殊法人というものをつくつて、そこに自立性を持たして運営の能率をあげる、一口に言へばそういうことなのだと思います。しかしながら、現実の特殊法人の実態はどうなっているかという点、第一義的に、いま御指摘申し上げたところ、特殊法人の存在というものはその自立的運営にあるわけでありまして、実態は遠く隔たりまして、ほとんどが監督官庁の山先機関、仕事の内容でいへば下請化をいたしておるわけでありまして。したがって、特殊法人全体の職員の率直な意見でありますけれども、自分の能力をフルに発揮したくても、いろいろ監督官庁の統制とか

あるいは監督上の制約があつて、思うように自分の能力を発揮することができないという不満がたいへん職場に強いということなであります。つまり今度の法案の設立趣旨にあります法人の能率の運用をはかるということであれば、その前提となりますのは、自立的運営を保障することに尽きる、この点は私はあえてこの機会に強調いたしておきたいというふうに思います。

第二点として、この自立的運営を妨けている主要な要因は、一般にいわれております天下り人事といわれる監督省庁の縦割り人事のしわ寄せが特殊法人に來ているというこの関係をまず大きく取り上げなければいけないと思います。

特殊法人の実態におきまして、かなり監督省庁からの天下り役員が多いわけでありまして、全体の特殊法人の役員構成の中の七、八割がその方方によって占められておられるわけです。この役員ポストでありますけれども、おしなべて特殊法人の場合につきましては、一期二年から長いところで四年というところで一任期がきまつておりまして、大体任期二期をつとめますと交代するということが何か不文律のようになっていっているようにあります。むしろ例外がありまして、十年近くも役員のポストにすわられておられる古手官僚の方もいます。

が、一般的には任期二期ぐらいで交代をしていますが、そこで問題になりますのは、特殊法人に天下つてこられる古手役人の役員であります。この方々は、一般的に見て、社会的にも、あるいは経済的にも、いわばその人生坂を登り詰めたという境域の方々がほとんどであります。したがって、率直に言つたら、自分自身が特殊法人の役員のポストにとどまることにきゅうきゅうとしておられる向きがあるのです。そういう考え方の人が役員におりますから、監督省庁に対して、職員から建設的な意見があつても、自分がそれを建設的な意見として監督省庁に述べるといふと、そういう自分自身のリスクにからむ問題については、どちらかといふと現状維持という形の中で、職員の意思を自分の段階でとどめてしまふ、こういうこと

も多々生じてまいつてくるわけでありました。したがって、これらの問題について、いかにその古手役人の役員ポストといふものが運営の自立性に大きな障害になっているか御理解をいただけると思うのです。

そこで、この種の問題は、単に私の意見だけではありませんで、特殊法人の運営実態に初めてメスを入れたのが政府がつくりました臨時行政調査会でありまして、多少古くなりますが、これが三十九年の九月に政府に向かつて大体次のような勧告を答申しているわけです。その主要な部分の中でこういうことをいっているわけですね。「政府関係機関等は、政府の強い監督、統制

によつて経営の自主性を著しく阻害されているのみならず、人事管理の面においても、政府の人事政策のしわ寄せを受けている。これは事業の独立性を本質的に否定するものであるのみならず、事業愛にもえた経営者の育成を著しく困難にしている。」まさにわれわれ自身の持つてゐる実感と相通するものがここに述べられてゐるのであります。

さらに、その具体策として、「広く人材を求め、官庁の都合本位による役員人事をやめて、役員は部内外からも積極的に登用することとし、かつ本省からの直接登用による役員は原則として役員の半数以下とする。」こういう具体的な提言があるわけですが、その後かなりの日時がたつてゐるわけですが、この種の勧告が守られたかといふと、むしろこの指摘されてゐる部分が拡大をしておられる、われわれの側から見れば、ますますこの点は声を大にして非難しなければいけません。そういう状態にあるといふことをあえてこの機会に私としては御披露申し上げておきたいといふふうに思つておられます。臨調答申がいつておりますように、特殊法人の設立というものが中央官庁の天下りポストの拡大に利用されてゐる向きがあるわけでありました。

今回の法案の中にも、公益法人としての役員構成に比べれば、今度は特殊法人として充足に

たつて役員構成が拡大されてゐます。特殊法人の全体の傾向を見ますと、規模に比べて役員ポストがふえるという傾向があります。これらの問題と今回の役員構成の問題についても、私は傾向としては密接不可分の関係があるのじゃないかと思つておられます。

ここに外務関係の特殊法人の資料を用意してまいりましたが、これを御案内しますと、いま外務省関係の特殊法人としてございまして、海外移住事業団と海外技術協力事業団がございまして、その辺の役員構成、それから全体の人員費に占める役員給の比を申し上げますと、次のとおりになります。

海外移住事業団は、これは資料といたしましては、四十六年度の予算書からとつた資料であります。理事ははじめ役員は七名いるわけですが、そのうちそこに働く職員は、予算定員で三百五十一名いまして、役員と職員の比は五十人に一人、こういう形になっておられます。それを今度は予算の面で見ますと、全体の事業団の人員費予算といふのは五億五千七十六万二千円でありまして、それに対して役員給の占めておられますのは三千三百七十三万四千円、したがって全体の六・一％が役員給、こういう数字になっておられます。

同じように海外技術協力事業団の例をとりますと、役員一人に対して職員が四十九・一、こういう比になります。それから予算に占める人員費の中で役員給が五・八％、こういう数字になっておられます。

そこで、今回、国際交流基金の十月から発足する下半期の予算で同じように対比をしてみますと、国際交流基金の役員が予算上一億五千万となつておりますから五名といふことで押えると、十一人に一人役員が生まれてくるということになります。同じように人員費もふくらみまして、役員給の占める割合といふのは一六・三％と、既存の外務省関係の特殊法人に比べても、役員給の占める割合が非常に大きい。それが必然性があるのかという点に率直に疑問があります。

特殊法人の役員について、そのように予算面においても役員給がふくらみ、そしてその規模に比べても役員の数が増えるという点について、あえてやはりこの機会に天下り人事のポストを水増しをしておられる、こういうことを率直に意見として申し上げておきたいというふうに思います。

このことは単に役員にとどまりません。特殊法人全体を見ますと、一般職員まで、ことに管理職層であります。広く天下り人事が行なわれておられます。そのケースは、大体大きくわけると二つに分かれるのであります。職員層におりてくる第一のケースは、役所で一応定年退職をして、あるいは定年退職近くに特殊法人へ天下るといふケースでありまして、この方々は身分的には役所との縁を切つてゐます。もう一つのケースは、監督省庁に籍を置いて、先ほども参考人の話から出ましたけれども、出向職員という形をとつてゐるのであります。この方々も、先ほど役員のお話をいたしましたけれども、ほとんどが役所に身分がありまして、大体二年ぐらいでそのサイクルができておられて、ほとんど人が入れかわつていくという傾向がありますから、仕事をどちらの側を向いてやつてゐるかといふと、役所の側を向いてやつてゐる。

【委員長退席、青木委員長代理着席】
そういうことで、ますます自立的運営を阻害してゐる。法案に、外務省の監督権の問題がありますけれども、人まで送り込んで監督をしようとすれば、これはもう自主性は名ばかりでありまして、予算的にも出向職員の予算が組まれている点については、私はきびしく批判をしなければいけないと考えておられる一人であります。

この点につきましても、最近のデータによりまして、昭和四十六年九月に行政管理局が、事業団の監督行政監察の結果に基づく勧告を出してゐます。これは特殊法人の中に三十三事業団ありまして、それに対しての行政監察をやつた結果なものであります。その中で人事管理の自主性の確保という点の指摘があるのです。そのところの点を要約

してみると、こういうことがいわれているのです。

一として、現在計画的に幹部要員の採用を行なっているのは、十八事業団のうち二事業団にすぎない。全体の事業団を通じて本部の役員以上の職位の六三%以上が行政機関からの出向者で占められている。

二として、しかも、これらの出向役職員、これは三百名おるわけですが、そのうち四五%、百三十五人が出身省庁への復帰を予定している。また、これらの復帰予定者については一般に在職期間が短く一年から二年、しかも同一の職位に同一機関からの出向が行なわれているのが例となつてゐるため、海外技術協力事業団では長期の争議が行なわれて事業が阻害された事例がある。

そういうふうに指摘をしているわけです。したがって、いまここでこの出向の職員の問題につきましてもぜひともこの機会に御審議をいただきまして、内部の優秀な人材を登用していくという方向にぜひとも皆さんの考えをおまとめ願えればたいへんありがたいというふうに考えておる次第であります。

何となれば、現在のように役員ポストや出向あるいはせきを切つて天下つてこられる方が特殊法人にたいへんおるがために、特殊法人の労働者はこれに対して反発をいたしまして、天下り人事反対闘争といわれる戦いが広範に展開をされているのであります。つまり労使関係のことを考えるならば、この天下り人事という権限を断つということがまず前提になると思います。しかし、にもかかわらず現状の一例を紹介すると、行政監察でも指摘されました海外技術協力事業団におきましては労使双方で今後内部登用を積極的に行なう、こういう団体交渉上で協約を締結しているにもかかわらず、その後法人側がそれを破棄いたしまして、さらにその後天下り人事を強化、拡大する傾向すら出てきている。かつていまだ三年前に二月にもわたる六月闘争をかまえて、一応收拾したこの職場でありますけれども、現在再び天下

り人事反対闘争が大きく展開されているのであります。

「青木委員長代理退席、委員長着席」
それはどういふ事情か簡単に触れますと、四月十五日付に財務課長のポストへ外務省から。それから五月からは総務部長のポストへまた外務省から。六月には経理部長が大蔵省からと、矢つぎばやに天下り人事が行なわれようとしていくことに對する反発なのであります。この天下り人事問題につきましても、結論として次の改善点といひますか、問題提起をいたしたいと思ひます。

いま申したとおり、特殊法人の能率的な運営をはかるためにはまず役員職員の天下りを制限しない限り、基金——たとえばここで言えば基金でないんですが、交流基金の能率的運営は期待できないのでありますから、第一点として、民間ないしは部内からの人材を優先的に登用する、このことを一つ申し上げたいと思ひます。

それから第二点として、国家公務員法の百三条には民間への役人の天下りを制限しています。少なくとも二年間天下つてはならないという制限があります。特殊法人の場合においてもこれを適用すべきだと私も主張します。

それから第三点として、特殊法人の採用にあたりまして、むしろその所定の手続を受けて、つまり試験を受けてみんな入つてきていただくわけですから、その点におきまして採用基準というものをきつちとしたしまして、より明確に公開をするという原則に立つて、さらに出向、天下りの職員についてもその採用基準に照らし合わせてテストをして採用するならば、必ずしも役所から来る人間が適材だと私は決して思つておりません。むしろ批判に足る人材がたくさんいるわけでありまして、それも上級ポスト、重要なポストにつくわけでありまして、そういう野放しな状態についてはいささかとチェックをすべきだ、このように考えるものです。以上の指摘につきましてはいま直ちにできるものとできないものがあると思ひます。しかしできるものからやっていたら

いうことを私はこの際提言いたします。次に第二点として申し上げたいことは、労働条件の改善についてであります。

特殊法人おしなべて言えることは、役所からおいでになるようなそういう出向職員についての待遇とはえ抜きの職員の待遇と比較してみますと、そこに歴然とした差別があります。つまりはえ抜きの職員が冷遇されているという実態があるのであります。したがって、この機会にぜひともこの問題について改善をいたしたいと思います。本委員会に私は強く要請をいたしたいと思ひます。

もう一つの要素は、いままでは公益法人としてやつてまいりました基金が今度はいよいよ特殊法人になる。一般的に公益法人と特殊法人の間に労働条件の格差があるわけです。したがって、特殊法人にいいよ十月から出発するわけでありまして、そこへ向く職員の労働条件も当然特殊法人並みに引き上げるのが妥当だと思ひます。

この点につきまして、広く特殊法人内の組織の中で今回の国際交流基金に大体類似するという団体を拾つてみますと幾つかありますが、典型的にはアジア経済研究所あたりがその仕事の内容とかあるいは働いてる職種からいっても妥当なところではないかと考えます。

それから第三点として、本法案の三十四条、それから四十条三号に職員の給与とそれから退職金につきまして規定がされています。これによりまして、外務大臣の承認事項、それから外務大臣は大蔵大臣との協議事項、こういうことに定められています。このことは特殊法人の現状の実態からすれば、全く労使双方が自主的に賃金をきめていくことを不可能にしている制約条件なんです。あえて私が制約条件と申しましたのは、これはあくまでも承認で、協議でありまして、制約条件でないはずなのであります。実際大蔵省並びにここにいえば外務省が監督省庁であります。これを制約的な条文と解して、労使双方の労働条件の決定に対して制約を加えてくるわけです。いま特殊法人の全体の賃金の問題につきまして紛争が

年中闘争化しています。昨年の賃金がまだ年度を越えて妥結をしないで紛争している法人すらあるのであります。これはなぜかという、労使双方が賃金をきめるにあつて使用者の側があらかじめ、ここでいいますところの大蔵大臣の——われわれでは内示といつておりますが、大蔵省の表現を借りれば給与の改定に対する基準、これを大蔵省が示し、それを持って使用者が組合に対して交渉に應じる、こういうたてまえになつておりますから、労使が事前に話し合つて賃金をきめることができないシステムになつてゐる。したがつて、今後のこの国際交流基金の労使関係の改善の点からいへば労働条件改善の点からいへば、ひともこの部分につきましては削除をし、できるだけ労使に自主的な賃金あるいは退職条件がきめられるようなそういう形にすべきではないかと思ひます。

参考例として、同じ特殊法人の中に日本開発銀行というのがあります。その定款では職員については総裁がその給与を定める、こういう形で労使が自主的に賃金をきめることをきめてゐるという特殊法人もあるわけでありまして、三十四条、四十条三号で労使の自主交渉を妨げるような条文をこのままにしておくということについて私としては強い異議を持つてゐるものであります。それから最後に、国際交流基金を設置することにからみまして、既存の類似関係団体の今後の問題についてやはり十分お考えを願いたいというふうにおもひます。たとえば私ども承知しております国際学友会などの例を見ますと、今回の基金の発足によって競合する部分もあります。あるいは現実にはこの国際学友会の現在の財政状態というのは非常に悪く、赤字が続いておりまして危機的な状態にありまして、こういう基金ができるということによつてそこに傾く職員の不安が非常に強まつてきてゐる。こういう点を私としては憂慮するわけです。つまり今回の国際交流基金の発足が、広く関係団体全体の将来に対する展望を与えるものであつてほしい。ぜひともそう

いう方向の中でこの法案が審議されることを強くお願いをいたしまして、参考人としての意見にかせせてもらいます。

○櫻内委員長 これにて参考人の御意見の開陳は終わりました。

○櫻内委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本七郎君。

○松本(七)委員 たいへん貴重な御意見を開陳していただきまして参考になりました。たいへん制約のある時間内、日数の中での審議をいま続けておるわけですが、私も最も関心を持っておる点、それからすでに政府にも質問をした点などをさらに深く検討する材料を提供していただいたと思います。特に関西大学の山崎先生が指摘されたように、今度初めて運営審議会というものができると、これが単なる飾りものになる危険があるのではないかという御指摘がありました。これもすでに委員会がこの点を特に強調して、何とか、せつかく新しくできるという基金ですから、この運営委員会をひとつ積極的に活用したいというので、いまは附帯決議もその点については協議を進めておるといふような状況でございます。

時間がありませんから、これらの問題について各参考人にさらにお伺いしたい点があるのありますので、制約の關係上、私自身がいままで政府に質問して、なお政府の答弁では不十分、今後まだこのあとで政府に対する質問も続行しますけれども、そういうことのために少し補足的に御説明いただきたい点がありましたので、お二人におもにお願いしたいと思うのです。最初山田さんにお伺いしたい点は、国際文化振興会は今度一緒にやるわけですが、この前から委員会の審議でも振興会の実績、それからいままでの問題点、こういう点について、私自

身も調査したいし、それから政府からも少し詳しい御説明を開きたかったので、時間の關係で、文化部長からごく概略の御説明があっただけなんです。そこで、直接の關係者でいらっしやいますから、この国際文化振興会ではこの文化交流の仕事がなご満足にいくような効果があげられなかったのか、こういう点、もう少しお話しただけだかと思ひます。

○山田参考人 松本先生にお答えしますが、国際文化振興会が満足にいく文化交流をなし得なかったのは、一つは大局的に見ればやはり資金不足という点と、毎年政府補助金というのが予算ワタに縛られてこまかく規定されているわけなんです。そのために、もっと弾力的に使わなくてはならない金額がすべて予算というワタの中で考えられ、しかも国際文化振興会は、いわゆる外務省の下請機関というところになり切つてしまふと、いわゆる役所以上の役所というところになつてしまふと、つまり文化事業部はある程度予備費を持っています、国際文化振興会には予備費が全然なく、全部補助金でまかなわれます。そのために新しい企画に対する積極的な意欲がそがれるということになります。

その問題と、もう一つは、やはり機関としての独立性を与えられなかったということなんです。名目上財団法人であります、補助金が九七%を占める關係上、すべてを外務省のほうに伺いを立てる。つまり完全に従属した形で運営が行なわれる。それでは有機的な運営は望めません。したがって国際交流基金が発足する場合には、このようなことを繰り返した場合には、どんな機関をつくつてもやはり同じものにしかありません。ほんとうの意味で国際交流基金を大きく発展させるためには、機構上どうしても自主性を持たせる。そして国際交流基金がみずから企画権を持ち、運営権を持つて行なわせるということが根本的な問題であると考えます。

○松本(七)委員 いまも山田さんがちよつとお触れになりましたが、せつかく基金をつくつても役

所以上の役所になるのじゃないかというお話でした。この点も審議の過程で一番私もが関心をもち、また警告もしておるところなんです。そこでその点、今度の基金法に基づいて新しく発足するこの基金が、いわゆる官庁の出先になつてしまふ危険性というものが、私自身はまた十分これを感じているのですが、実際に文化振興会におられる山田さんが、この点をどの程度危険性を感じておられるのか、もう一度御説明願ひたいのと、文化振興会のいままでの状況、特に海外派遣職員のことについても、この前私は政府に少し聞いたのですけれども、これも時間が少なくて十分な御説明がまだありませんから、海外派遣職員がどういう状態で勤務されておられるのか、その状況の二つをちよつとお話し願ひたいと思ひます。

○山田参考人 松本先生にお答えいたします。今後の国際交流基金の見通しをいたしましては、やはり役員の人材及び管理職にどういう人を抜てきするかということにかつてくると思ひます。それと運営審議会の運用になると思ひます。つまり理事長一名、理事三名、監事一名の役員が、いわゆる外務官僚出身の人で占められた場合には、これは旧来のものと変わらないのではないかとと思ひます。この際民間から少なくとも三分の二以上を抜てきされる以外に新しい構想は立てられないのではないかとと思ひます。つまり、それはなせかと申しますと、外交官の体質というものがあつて、それはそれなりの資質を持つていられますが、文化交流の仕事に対しては必ずしも有効な経験を積んでいられないわけなんです。そして常に対外関係なり、国内の文化人との話にあたる場合も、かなり専門的な分野にまで至り、あるいは企画の点でも非常に専門的な内容を求められます。それに対して何一つ満足な回答が得られない場合には、国際交流基金の代表者としては相手に対して非常にマイナスの印象しか与えないんじゃないか。そういう点では、理事の資質というものは非常に重要であると思ひます。また、そういう人であれば、幾ら運営審議会のメンバーにすぐ

れた人を結集しても、その人たちの意見を理解、吸収することができなくなると思ひます。そういう点において、運営審議会の構成、そして理事が、やはり文化の内容についてかなり深い見識を持ち、しかも意見の吸収ができる人でなければならぬということなんです。そういう条件がない限りは、国際交流基金は国際文化振興会の繰返しになつてしまふといわざるを得ません。

それから第二点ですが、いわゆる国際文化振興会の海外派遣職員は、仕事としては専門官の仕事要請されながらも、待遇状態ではいつの間にか外務公務員の八割というところにきめられ、しかも、健康保険の保障も何一つなく、不安にさらされながら仕事をしています。それがすでに十年以上続いているわけです。海外の派遣職員から、この問題を何とかしてほしい、いづどんな病気になるか、手術するような事態が起こる場合に生活そのものの不安に脅かされるわけです。その点の改善を何度も要求してはいるが、いまだに取り上げられることもなく過されていきます。われわれは、やはり海外派遣職員に対して、国際交流基金は本格的にその仕事を保障するだけの待遇と労働条件を保障しなければならぬと思ひます。一応そういう点で答えたいと思ひます。

○松本(七)委員 いま結局人の問題に触れたわけですが、役員は、どういふ人が求められるでしょうね、こういう仕事をやるには。

○山田参考人 松本先生にお答えいたします。職員としては、先ほど申し上げましたが、やはり単なる会話がでる程度の語学内容とか事務能力を持つだけでは、海外に出た場合に何の役にも立ちません。つまり、文化会館の仕事というものはかなり専門官としての仕事を要請される。また、外国に出た場合に、日本文化会館は日本文化を代表する権威として存在します。そういう存在に対して、外国人がいかなる問い合わせとか話をした場合には、この文化会館というのはい体どういふもの

なにかこれは單なるインフォーマーションセン
ターにすぎないんじゃないかということになり、
外国の文化人や知識層は近づかなくなります。つ
まり、文化交流にとって一番重要な問題は、いか
に相手の国の文化人や知識層の中にまで影響力を
及ぼすかということであります。そういう点で、
人材というものが最も重要な問題になってきま
す。それは本部においても同様にいえることだと
思います。そういう点で、いわゆるこそくな採用
手段ではなく、やはり公正な試験をもって新職員
は補充しなければならんじゃないかと考えま
す。

○松本(七)委員 どうもありがとうございます。

まだ質問者がおられるようですし、時間がたいへんあれですから、滝沢さんにちょっとまとめて御質問を申し上げたいと思います。

先ほから天下り人事反対の問題も御指摘になつておりましたが、一ころずいぶん騒ぎましたがついておりました。海外技術事業団、これのその後の労使関係といふものはどういふうになつてゐるかということが一つです。それから、公益法人との賃金格差の問題に触れましたが、アジア研究所との格差がどの程度あるのか。それから、さつき触れられた国際学友会、国際学友会がこの基金ができるんで何か不安を感じているというようなお話、どういうことに不安を感じておるのか、ちょっと補足していただきたいと思います。

○漁沢参考人 海外技術協力事業団のあの二カ月
にわたるロックアウト紛争の背景と申ししますの
は、その前段で労働組合と使用者の間で、この天
下り問題について議論がありまして、労使双方で
一定の合意点に達したわけです。当時の確認書が
手元にあるので御案内をしますと、昭和四十四年
十月十一日に労使双方が次のような確認をしてい
るわけです。幾つかありまして、この紛争にかか
る問題だけ言いますと、昭和四十四年十月二日
付発令による農業開発協力室職員については、お
そらくとも二年後の交代時に内部登用により補充を

すると明確な確認書があるわけです。それがその紛争の中でほごにされ、いまだにこのポストについては居すわりになってきている。こういうた点が、労働組合として再度この種の問題について、協約はごに對する怒りとして出ているというのが一つの側面です。それからもう一つの問題としては、もう一つこの際に協定として取りましたのは、次期企画課長は内部登用にすると、こういう形で協定されているんでありますが、これも、その後確かに内部登用になったんですが、現在流れる情報によりますと、再度外務省からこののポストへ人が来ると、こういったことが労働組合の反対の大きな理由になっている、こういうこととです。全体といたしましては基本的に内部登用の方向でいくという約束が、先ほど申し上げましたとおり、かなり、重要なポストに相変らず世襲的に各監督省庁の天下り出向者が繰返し繰返し来ているということに對して、今回再び事業団側には反省を求めるといふかつこうで、現在職場としてはかなり激しい戦いに徐々になりつつある、こういう状態がその後の経過であります。

それから、先ほど特殊法人並みにするとすればアジア経済研究所が妥当だと申し上げました。その辺の実態ですが、詳しい資料は持ち合わせておりませんが、大きく拾って次の点が一つの参考になると思います。アジア経済研究所と現在の国際交流基金に働くであろう職員の実態であります。平均賃金におきましてアジア経済研究所のほうは四千四百十六円高いです。それを個人的に拾ってみますと、たとえば大学卒の男子で三十歳のところを見ますと、アジア経済研究所の平均では五万六千五百円になっています。それに対してKBS、つまりこれかならうとする基金であります。国際交流基金の場合については四万七千円でございますから、九千五百円の開きがあります。同じような資格で三十六歳を拾いますと九千八百三十三円の開きが出ます。女子の例を見ますと、二十八歳で拾いますと、やはり九千円からの開きがありますから、これは大卒だけではなく

て、全般的に一万円近い賃金格差がいまの実態の中にあるという点を御理解いただけるのではないだろうかというふうに思います。

それから国際学友会の問題でありますけれども、国際学友会の現在やっている主要な仕事で問題になっておりますのは公的研修生の問題なのであります。公的研修生の中で、どっちかというところ文科系が学友会に年間を通じて五十名から六十名来るわけでありまして、これが今度の基金の発足に当たってどういうふうになっていくのかという点が非常に職場の不安をかこっている、これが第一点です。

それから第二点としては、例の日本語の普及の問題です。この問題につきまして、やはりまあ基金でもやるということで競合する部分が出てくるわけでありますけれども、文部省のほうもこの種の問題については一本化という動きが非常に強まってきている、こういった点ではたしてこの競合した部分が今後どのように処理をされるのかという点につきまして、現在の会の赤字が使用者側の発表によりまして、十年後には三億円ぐらいになるというような状態を含めまして、先行き先細りになるんじゃないかという不安が強く国際学友会の職員の中にある。したがって、その辺の不安の払拭をこの法案の審議にあたってぜひともやっていただきたい。先般外務大臣の答弁の限りでは、きわめて抽象的でありますので、もう少しここらへんの、少なくとも国際学友会だけではない

と思うのです。関係団体の問題について思いをいたされまして、対策を講じられることをぜひともお願いしたいと重ねて申し上げます。

〔委員長退席、正副委員長代理着席〕

○正示委員長代理 次に、松本善明君。
○松本(善)委員 鈴木参考人と山崎参考人にまずお聞きしたいのでありますが、この法案は、福田外務大臣が軍国主義の復活でありますとかあるいは日本の海外での経済活動がいろいろ非難をされているということに關して、そういう問題を払拭するためにやりたいということがいわれたわけで

あります。それは山田参考人もちよつと触れられましたが、私どもは問題は軍國主義の復活というふうなことの実態をなくす、あるいは經濟侵略といわれるような、そういう海外での經濟活動というものをなくすることが中心である。そして、その実態をそのまゝにしておいて、ただ宣傳活動をしていくというふうなことでは困るのではないか、こういうふうに考えておるわけです。その点についてどうお考えかということ、それから、やはり政府の政策に従属をするというふうなあり方では、結局ほんとうの意味での文化交流というのはいけないのではないか。これは山田参考人も言っておられました、自立的な運営、政府の政策に従属しないということが必要ではないかというふうに思いますけれども、この二つの点について、鈴木参考人と山崎参考人の御意見を伺いたいと思います。

○鈴木参考人 お答え申し上げます。

いまの交流基金ができて、これによって文化交流を強化して、それによって軍国主義とかそういうイメージが外国でいわれておるのを払拭するという点であります。これは文化交流をやったからというて、何と申しますか、いまのイメージをどうというとは直接はできないと思いますが、しかしながらこれは非常に役立つのではないかと思つております。前から皆さんが言われたように、日本のいいところ、文化的なところ——文化というと先ほどユネスコとの関連でお話の出た参考人もありました。これはごもっともな話でありまして、ユネスコは平和的に文化交流をやろうというのが理念のようでありまして、こういう考えも入れて、この文化交流ということをやっていったならば、これによって日本が軍国主義であるということは、これは誤つたイメージだと私自身は信じておりますが、これを払拭するのに非常に役立つのではないかと存じます。

それから第二点は何でございましたか。

〔正示委員長代理退席、委員長着席〕

○松本(善)委員 政府の政策に従属しないということが必要ではないかという点……

○鈴木参考人 この点は程度の問題もありましようが、外国の文化交流の事業のやり方を見ましても、先ほどブリティッシュ・カウンシルのごとき場合には非常にはつきりしている点があります。フランス、ドイツ、イタリア等の例を見ますと、やはり政府がこれに介入するということは、いろいろの意味でやむを得ない点ではないかと自身は考えております。

○山崎参考人 日本の実態が軍国主義的であるかあるいは経済的に侵略的であるかということについては、いろいろと議論のあるところでありまう。万が一そういうものが実際にあるとすれば、それはたとえ文化交流というふうなものによつて上塗りできる問題ではないのでありまして、その実態を改めなければならないことは、これは当然であります。しかしながら、半面日本の置かれている現状を考えますと、先ほども私が申し上げましたとおり、日本は顔のない巨人として世界の中に立っている。日本が自分を説明する、文化的に説明するにやぶさかであるがゆえに要らざる誤解を招いているという面も、これは現実にあると思うわけであります。暗がりに覆面をした男がぬつと立っておりますと、たとえその男に害意がなくとも、通りかかる人間は不審な目でこれを見るのであります。日本の現状というものは覆面をして暗がりに立っている大男のようなところがあるわけでありまして、少なくともその覆面を取つて、素顔はこうであるということこそ世界の人々にかつていただくとすることは、要らざる誤解としての軍国主義非難というふうなものは防げるのではないかと考えます。

第二に、政府の政策と文化交流との関係でございますが、これは直接的な次元で政府の政策を文化交流に反映するということは、これはむだであるかと思われまう。しかしながら、政策といえども一國の体質というものは、その文化的な土壌というものに深く根ざしているものでありまして、申

し上げるまでもなく、日本共産党という党は、同じ各国の共産党の中で、やはり外から見れば日本的なので、言わず語らず日本的である。そういうつまり、むしろ文化が政治を規定する、政治に文化が従属するのではなくて、政治が文化に従属するということは、これは現実の問題であらうかと思ひます。したがひまして、その次元において両方が相協調し、協力し合つて日本を外に対して説明していくということは、これは必要であるし、不可避であらうというふうに考えるのであります。

○松本(善)委員 滝沢参考人に伺いたのでありますが、国際文化振興会の職員を含めまして、この問題に關して政府関係特殊法人労働組合協議会としての政府あるいは使用者側に対して交渉をしておられて、問題として残つておる点、団体交渉の現状と問題として残つておる点を、かいつまんでお話しをいただければと思ひます。

○滝沢参考人 国際交流基金の問題ではなしに、特殊法人全般の共通課題としての対政府との交渉でいま問題になっている点はどういうふうに理解をしようかといふことか。(松本善)委員「両方含めて」と呼ぶ。それでは、特殊法人全体の問題といたしましては、先ほど三十四条、四十条の關係で申し上げましたが、特殊法人の賃金はあくまでも自主的に労使で定める、こういう基本的な立場に立っていますし、労働法の適用を受けている私どもとしてはこれは当然の権利と考えています。一方私どもの賃金につきましてはいろいろな、特殊法人によつては手続は違つておりますが、おしなべて大蔵省が先ほどちよつと申し上げますましたとおり賃金の規制をしている。そういう点で自主交渉権は形骸化されている、こういう点で、ここの春闘でこの問題について再度政府にその辺の問題について基本的に改めることを強く要求して戦つてゐる、これが第一点。それから第二点としては、定員の問題がございます。定員の問題についても、国の予算ワツクの中であらかじめ國家公務員の定員削減と機械的に合わせられま

て、特殊法人の定員がきめられてくるわけですが。ところが、御承知のとおり、ここの財政投融資計画を見ましても、膨大な財政投融資を抱えておるわけですね。そういう点で、そういう人員増の問題について機械的に定員を減らされては困る、こういう問題が争ひの大きなポイントになっている。それからいま議論しております天下一人事の問題ですね。百害あつて一利もないわけですが、職員の意欲はますます減殺されるわけですね。そして實際問題、特殊法人の実態というものは、はえ抜きの職員は軍隊でいへばせいぜい下士官どまりです。そして将校クラスというものは全部役所のほうから世襲的に占められてゐる、こういう状態に對するいわれない差別です、はつきり言つて。このいかりが広範な戦いとなつて、先ほど紹介しました海外技術協力事業団の組合にも起きているし、それから幾つかの組の中でもこれが大きな問題として昔からずつて根を引いてきてゐるという点であります。

さて、戻りまして、現在の国際交流基金をめぐる問題であります。この種の問題について、第一点として、たいへんぼくはけしからんと思つてゐるのでありますけれども、改組にあたつて、そこに働く職員の一括雇用を依然として保証しないのです。この点につきましては、過去に私どもは何回も経験をしております。たとえば水資源開発公団へ愛知用水公団が統合されました。あるいは原子燃料公社が核燃料開発事業団へやはり発展改組していきました。そういう数々の改組をめぐる交渉の中で、きちんと当局側はそれを一括雇用しますという約束をしてゐるし、そして同時に、そのまま履行されてゐるわけですよ。ところがどうしたのか、現在まだ国際交流基金になつていませぬけれども、KBSの段階では、使用者側はその交渉を依然としてしようとしなない、そして例外的に、場合によれば、本人にやめてもらふ、説得してやめてもらふということなのでしやう、おそらく。そういうこともあり得るような発言をしてゐるというの、たいへんけしからぬこ

とだと思ふのです。

第二点として、労働条件の問題です。現在ある労働条件を継承していくというのは基本的な原則だと思ふのです。そういう問題についても依然として、新たに発足する特殊法人の責任者がだれであるかはつきりしない段階においてはこれまた保証の限りでないという言い方をしているのです。これもかつての、いままでのケースで私どもが経験しているのは、すべてこれは言はずもがなだ。現在の条件をそのまま引き継ぐのは当然だ、こういうことで約束しているのに比べれば、数段使用者側の態度に問題がある。

それからもう一つは、あくまで言いたいことは、公益法人と特殊法人の間になり開きがあるわけですよ。いままでは特殊法人と特種法人が一緒になる、統合とか改組でしたから。そういう点で、格段の開きがあるこの労働条件の問題について、ただ現状を引き継ぐということだけではあつていいのか、そうではないかと思ふのです。職員としてその辺のことをいま使用者側に強く改善を求めているのでありますが、この辺の保証の限りではないという点について、深く私としては使用者側の態度にいかりを持っているという現状です。

以上です。

○松本(善)委員 滝沢参考人にさらに伺ひますが、この点については使用者が直接ではなくて、外務省がこの問題について何らかの発言をしているということがありますが、あなたの方労働組合に對して。

○滝沢参考人 現在外務省と直接まだ交渉を取りつけていません。政労協としては、これから取りつける考えであります。

○松本(善)委員 終わります。

○櫻内委員長 永田亮一君。

○永田委員 時間がないうでありますので、ごく簡単に、簡単に質問いたしますので、参考人の方も簡単に御答へを願ひたいと思ひます。一問ずつ御質問をしたいと思ひますが、まず鈴

木参考人に対して、いままでユネスコにずっと御関係になっておられる御経験があると思ふのでありますが、ユネスコをやっておられて自慢ができるものですね、いままでこれはよかった、ユネスコでこいつはうまくいったということがあつて、これを統いて年度の基金でやっていたらいいと思うものをあげていただきたいのであります。それからその反対に、これはまずかつた、これはもう基金ではやらないほうがいい、これは金とか人員が足りないというようなこともあるであらう、そういうことがあつたらお示しを願ひたいと思ひます。

それから山崎参考人に対して、新しい職員を採用すべしというのはまことにけっこうでありまして、私も大賛成であります。問題はどうかしたらその有能な人材が確保できるかということだろうと思ひます。これは山崎参考人もおっしゃつたのであります。非常にむずかしい、有能な人材を確保する方法について御意見を承りたいと思ひます。

それから山崎参考人に、統一センターの構想を先ほどおっしゃいまして、これは当然なことだと思ひます。各官庁がばらばらにそれぞれ縄張り争いで足を引っ張りたりいろいろなことをやっておつたのではうまくいかない、これはまことに同意見でございますが、この統一センターのやり方というのは、基金の本部でやればいいのではないのでしょうか、この基本の本部以外に別に統一センターというものをつくる必要があるのかどうか、そのことをお尋ねをしたいと思います。

○鈴木参考人 私は日本ユネスコ国内委員会というものができましたときに初めて関係しまして、三年ほどユネスコの仕事をしたのであります。いまお尋ねの問題であります、自慢ということは何であります、世界からユネスコの日本の活動が高く評価されておりますのは、日本がユネスコ国内委員会をつくつたときに、これを非常に大きく考えたという点であります。当時御記憶と思ひますが、日本は、ユネスコこそ日本が復活する手

がかりになる機関であり、理念であり、精神であるというふうな、民間活動が非常に高かつたのでありまして、政府としましては、これにこたえて非常に強力な国内委員会というものをつくつたのであります。特に事務局のごときは六十人ぐらゐの陣容を擁して、外務省からも、文部省からも人が集まつてやりました、これは世界じゅうがびっくりしたのであります。ほかの国も日本の国内委員会にならうとしておりますが、いまのところ日本の国内委員会ほどの規模を持った委員会はないのであります。

また、日本の国内委員会、これはいろいろの人が関係しましたが、その活動というものが目ざましかつたわけでありまして。パリのユネスコで日本の代表になつた、これは外務省の人、文部省の人もありまして、そういう人の活動が非常に目立ちまして、現在ユネスコでは日本が非常に主導的な役割りを演じておるといふことになつております。

やりました仕事の内容でございますが、先ほどもちよつと触れましたが、ユネスコの初めのころに日本の文学とか思想に關した本を翻訳したいといふことを考えまして、ユネスコの本部と相談したのであります。そうすると、ユネスコのほうで、東洋思想を世界に広げる、知らせるという意味で、この仕事は非常によろしいというので援助してくれまして、日本の政府もこれにまた金を継ぎ足して、翻訳事業というものを始めたわけでありまして。その際に、先ほど申しましたように、米人のサイデンスデッカーというのに頼んで、川端康成さんの「雪国」を翻訳してユネスコのほうで出してもらつた、これが欧米に広がつて、結局川端さんのノーベル賞になつたといふようなわけでありまして。

それから、これは一つの例であります、失敗した例と申しますと、これはいろいろあると思ひますが、ここでは何と申しましうか、失敗したといふよりも、感じましたことは、先ほどから参考人の話に出ておりますのと同じように、国際文

化交流といふことになりまして、これは国際機関に働く日本人といふ問題にもなるのであります。が、語学とか訓練とかその他の点で、こういう仕事に向く人が非常に足りないといふことを痛感したわけでありまして、この点はやはり基金問題でも同じになると思ひますが、国際的に文化交流に働く人、それからまた文化交流ばかりでなく、国際的な機関で働く人の優秀な人をつくるということが、文化の問題と同時に、国際活動をするための非常に重要な問題だと存する次第であります。

○山田参考人 永田先生の御質問にお答えしますと、優秀な人材をいかにして確保するかという問題は、今後の国際交流基金にとつてたいへん重要な問題であると考えます。つまり国際交流基金の職員といふものは、外務公務員とも違ひまして、いわゆる日本文化に精通するといふことが非常に重要な問題であります。それと同時に外国文化にも精通しなければならぬ。その場合、すべての分野に精通するといふことは不可能でありますから、やはり自分で研究目的を持つ、文学なら文学、演劇なら演劇、歴史なら歴史というふうな分野での専門を持つ必要があらう。つまり、外国の歴史なら歴史、文学なら文学を研究しようとする態度があれば、日本の文化についても研究しようとする態度は当然生まれるわけでありまして、そういう常に研究しようとする態度がなければ、ほんとうの意味での優秀な職員とはなり得ないと思ひます。

問題は、国際交流基金がどのような人材を必要とするかといふビジョンを明確に持つ必要があるのじゃないかと思ひます。つまり、従来の考えであります、外国語で少し手紙が書けたり会話ができるという程度の考え方しかなかったのじゃないかと思ひます。そうではなくて、それ以上のものが必要だといふビジョンから、新しく採用する場合にはそういう角度から人材を確保する。それと同時に、そういう人たちがせっかく入つてきても、交流基金の内部の労働環境が悪ければ、そういう人たちは、外国に行つて、語学をマスターし

て帰つてきて、ほかのところに移つてしまふわけですから。つまり、国際交流基金がばく大な金をかけて投資した職員が全部逃げていくという傾向になります。そうなつては交流基金の将来は何もなくなるのじゃないかと思ひます。そのためには、労働環境をよくするといふことは、すなわち、この仕事はどうしても五年、十年の経験が必要となつてきます。そうなつた場合、そういう豊かな経験を持つた人の意見を尊重するといふ姿勢がなければ国際交流基金は成功しません。そのためには、機械的に、いわゆる監督官庁から出向として現役の人を二、三年送つて、また戻し、また送るといふような制度は、この際改めていただきたいと思ひます。この間も外務大臣が、いわゆる腰かけ人は絶対しないとおっしゃつていました、やはり国際交流基金に対しては、そういうような出向と称する腰かけ人は避け、ほんとうの意味での優秀な人材を確保するやうな制度をつくつていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○山崎参考人 先ほど私の発言にあるいは誤解を招く節があつたかと存じますが、私の考えはまさに永田委員おっしゃつたとおり、この国際交流基金がその統一センターとしての役割りを果たすべきだと考えております。従来のこれに適合するやうな組織が、統合できないまでも、これをセンターとして緊密な協力をするやうな体制をつくること、また、今後各官庁がばらばらに類似団体を並立するといふやうなことがないように、政府全体としてここへ統一的に資金を回していただくのがいいのではないかと、また、そのことを外から保障するために、おのずから監督官庁である外務省側の慎重も要請されるということに相なるのではないかと、こういうふうに考えております。

○櫻内委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を御開陳いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、委員長

より厚く御礼申し上げます。

○櫻内委員長 引き続き質疑を続行いたします。
松本七郎君。

○松本(七)委員 たいへん時間が詰まりましたので、大急ぎで質問の残りを申し上げたいと思います。

この前ちょっと触れたのですが、新しい基金が、先ほどから参考人からもたびたび意見が出ていましたように、天下り人事だとか官庁の出先みたいになることは困るのだという、これは私ども全く同感なんです、条文でいいますと、まず第一が第三章の二十二条ですね、これは要らないのじゃないかということをおもひと大急ぎで指摘だけはしたのですが、まだ御返事はいただいておられないわけです。運営審議会の委員は「基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」という、この外務大臣の認可を受けてやるということは、不必要じゃないかという点、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 この運営は、どうしても国費が背景になっているという問題があるのです。ですから、この財団法人につきまして、形としてはこういう形をとる必要がある、こういうふうにご覧をお願いしたいとおっしゃるということですが、実際上は私も別に役所の立場から干渉するとか、そういうことは考えておりません。自主的な運営ができるようにということをお願いしておりますから、さように御理解をお願いします。私の答弁でそういう趣旨であるというふうに御理解願いたいのです。

○松本(七)委員 国費が投じられる以上は、形式はこれ以外にないという御答弁のようですから、実質的にはこういう弊害の起こらないようにするという大臣の確約を得たものと理解します。

それから、第五章の三十四条ですね、基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の

支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。これがまたいわゆる自主交渉権というものの妨げにならないか。これは先ほど参考人の意見にもありましたように、すでに過去において自主交渉権の妨げになった事例がたくさんある。したがって、この点についての外務大臣の考え方、方針をこの際明らかにしていただきたいと思います。

○福田国務大臣 私は、事業の内容ですね、その運営につきましては、これはなるべく自主的にやってもらいたいというふうに考えております。いまはそういう問題じゃなくて、職員の給与及び退職手当の支給の問題であります、これも別に干渉がましいことを特にするというのを考えておるわけじゃないですね、これは特殊法人はみなこういうことになっておりますから、これだけが例外だということにはいかぬ、かようにお答えします。

○松本(七)委員 これについては、加川さん、さつき参考人の意見をずっと聞いておられたのですが、担当者である加川さんから、さっきの参考人の意見に関連して、いまの質問に答えていただきたい。

○加川政府委員 本件に関連しましては、ただいま大臣から御答弁したとおりの趣旨が原則でございますが、たとえばこの外務大臣の認可を得るというところは、国の金が入っておりますので、そういうところではやはり監督官庁としての監督権というものがあるわけでございますけれども、それとは別に、こういう特殊法人は、自己資金というものが予定できるわけでございます。そういう場合には、またそれなりに、いろいろな待遇について、必ずしもたとえば政府職員と同様というふうなことはなくてもできると思っております。これはまたそういう状況に依拠して、ただいま参考人の方々が申されましたこと等も頭に置いて今度の基金でやっていくように新しい理事長にもお願いしたい、こういうふうに思っております。

○松本(七)委員 さっきの参考人の意見の中にもありましたように、外務省がかりにそういう方針であっても、制度上大蔵省との関係も出てくる、そういうことから、実質的には自主交渉というものが妨げられてきた、その点はどうか。○加川政府委員 この規定は頭からこちらがきめるといふのではなくして、むしろそういう労使間のお話し合いがあつて、そういうことを参考に、政府のほうでも、あるいはまた外務大臣なり大蔵大臣、あるいは大蔵省なり外務省が考えるということでございます。官庁のほうから、こういうことでやれと押しつけるというふうには考えておりませんし、そういうふうには運営しない、こういうふうにして思っております。

○松本(七)委員 それから外務大臣、この前の御答弁でも、今度運営審議会というものを飾りものにならないように尊重していきたいという御答弁があつたわけです。この三十六条ですね、要するに外務大臣の監督権とそれから命令権、これの規定ですが、このことが結局運営審議会を尊重するということが矛盾することにならないか、基金の自主性を侵害する危険がこれは大ありだと思つて、これについての考えを明らかにしていただきたい。

○福田国務大臣 第三十六条に「基金は、外務大臣が監督する。」「外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。」「このように書いておりますが、これは非常に例外的な場合であらうと思つて、そういうことが、外務大臣の監督、命令が発動するといふようなことがあつては、それも相ならぬ、そういうようなことが出てくること自体が、これは運営審議会なりあるいは理事者の間の運営がうまくいかない、こういうことだろと思つて、決して矛盾することはありませぬ。運営審議会はこれを極力尊重する、運営審議会中心で、内容なんかの問題についてはやめていくくらいな気持ちでやりま

すが、しかしどういふ事態があるかしらぬ、そういう際の問題として、こういう規定がある、そういうふうな御理解願います。

○松本(七)委員 それから国際文化振興会の定款には、役員以外に、総裁、名誉会長、会長を置くことを明記してあります。この基金法にはそのような規定はないのですが、この政府の出した資料によりまして、名誉総裁、最高顧問を置くことを考えているようです。第一に、この法律の案に規定しないということの御説明もいたしたいが、一説によると、岸信介さんを名誉総裁にするんだなんというわさがもつぱら出ていますよ。こういうことを聞くと、この基金の将来が非常に危ぶまれる。アジア諸国からどういふ日で見られるだろうかというふうなことも、もうすでにうわさになっていくわけですから、この点についての考えが、もう一定の方向がきまつておれば、この際明確にしたいです。

○福田国務大臣 まだそういう人事の点は、理事長も腹案がないとこの前申し上げたやうな程度であります。この組織についての内規、内規で定める名誉職というふうなものを置くかどうか、これもきめておりませんし、また置くにいたしても、どういふ人がどういふところに行くか、そこは全然きめておりません。公正妥協なことが行なわれるということが望ましい、そういうことを考えるのみであります。

○松本(七)委員 名誉総裁は、そうすると政府の資料から見ると置くことを予定されているように見えるのですが、どういふ趣旨であらうものを書かれたのですか。

○加川政府委員 お答えいたします。これは可能性としてそういう顧問とか名誉総裁といふことも考えることができるんだという趣旨でございます。いま大臣から答弁のありましたように、法律に書いてございませぬけれども組織規程で、もしそれが必要であればできるということとを申してあるわけでございます。なお今後慎重に検討する、こういうことになっております。

○松本(七)委員 どうもありがとうございます。また、

○櫻内委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 時間がありませんのでごく簡単にお聞きしておきます。

私どもの、軍国主義復活あるいは海外での日本の経済活動に対する批判、こういうものについての考え方については、前回の委員会でも言いました。先ほどの参考人の意見を聞きまして、監督官庁からの出向とかあるいは天下り人事のおそれ、こういうものがあつて、基金運営の自主性が害される危険が非常にあり、それから政府の政策に従属をするという危険があるので、そういう点で私も反対ですけれども、この運営について一つだけ聞いておきたいことがあります。これは、この国際文化振興会の職員が基金のほうに移るといふことになれば、これは当然に全部一括して引き継がなければならないと思いますし、それから労働条件もそれを継承しなければならぬというふうに思いますが、その点についての政府の見解を伺っておきたいと思ひます。

○加川政府委員 お答えいたします。

本件は、この前松本議員からの質問もございましたときに、お答えいたしましたわけでございますけれども、外務省は、この基金に對しましては職員の雇用あるいはその条件等については新しい理事長の権限でございますので当事者能力を欠いておりますけれども、監督官庁といたしましては、職員の引き継ぎは、話し合いによる退職というものがもしあれば、希望退職、そういうことがあればこれは別でございますけれども、それ以外は一括して引き継ぐという方針でこの次の理事長に申し継ぐ、こういうふうにお考えしております。

労働条件につきましては、これは先ほど滝沢参考人からお話がありました、特殊法人といふものは、特殊法人の一般的な労働条件といふものがございまして、これはそういうものも勘案して、もちろん労働条件が悪くなるというようないことはまあないと思ひますけれども、一般特殊

法人の労働条件、これと勘案して考えていくというところで新しい理事長に引き継ぎたいと、こう考へております。

○松本(善)委員 終わります。

○櫻内委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○櫻内委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もありませんので直ちに採決いたします。

国際交流基金法案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻内委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

〔報告書は本号附録に掲載〕

○櫻内委員長 この際、本案に對し、正示啓次郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。正示啓次郎君。

○正示委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国際交流基金法案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項につき、十分配慮すべきである。

一、国際交流基金の設立にあたり、国際文化交流に關する政府の基本姿勢としては、わが国に對する諸外国の理解を深めることだけではなく、わが国民の諸外国に對する理解を深めることも同様にきわめて重要であることを特に留意すること。

二、運営審議会委員の選任にあつては、民間各界からの起用を特に考慮し、基金の運営については、運営審議会の意見を十分尊重し、その積極的活用をはかること。

以下、その理由について御説明申し上げます。まず、第一点であります。

国際文化交流事業を円滑に推進するためには、国際相互理解の増進を常に念頭に置くことが肝要であることは、言うまでもないことであります。

しかしながら、この法案の目的においては、わが国に對する諸外国の理解を促進させることに、より重点を置いていくのように見受けられ、わが国民に諸外国に對する理解を促進させる面についての配慮が必ずしも十分でないように見受けられるのであります。

この基金の事業が十分にその成果をあげるためには、わが国に對する理解だけではなく、わが国民もまた、積極的に諸外国を理解する必要があるものと思はれるのであります。

よつて、基金の設立にあつては、この基本姿勢を明確にする必要があると思はれるのであります。

次に、第二の点であります。

国際文化交流事業を営みあるものとするためには、国民の総意を結集することが何よりも必要であります。したがひまして、この運営審議会は、この方針に沿つて構成され、また、その意見が基金の運営に十分に反映されるものでなければならぬと信ずるものであります。少なくともこの基金の審議会におきましては、官僚統制的な色彩を

帯びたものとなり、形骸化することのないよう強く要望するものであります。

以上が、この附帯決議案を提出した理由であります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○櫻内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

本附帯決議に對し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。外務大臣福田赳夫君。

○福田國務大臣 ただいまの御決議はまことにごもつともなものと存じます。御決議を尊重いたしまして、努力いたします。

○松本(七)委員 ちょっと、異例ですけれども、もう一つ確約を得ておきたい。

それは、せっかくこういう附帯決議ができましたが、いまでも附帯決議を付して法案を通すという例は幾らもあるのですけれども、これは今度は新しい基金ですから、はたしてこれらの附帯決議が尊重されてうまい運営ができるかどうか、非常に私どもは今後とも関心があるわけなんです。とかく政府は、国会から要求があると資料を出したり報告をするということがありますけれども、政府のほうが進んで事態についての適宜な報告あるいは説明を国会にするというふうなことはほとんどない。したがつて、こういう新しい構想でできる基金ですから、今後は重要な段階ごとに外務省は進んで外務委員会に對して資料の提出なり、求められないでも進んで説明をするという、そういう姿勢で臨んでいただきたいことを特に要望しておきますが、いまの附帯決議に關連して、もう一度この点を外務大臣から答え願ひたい。

○福田國務大臣 これまた、まことにごもつともな御意見と存じます。尊重いたしまして、さうなどおりにいたします。

○櫻内委員長 次に、航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件、以上三件を議題として、順次政府から提案理由の説明を聴取いたします。外務大臣福田赳夫君。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、ビルマ連邦政府との間で航空業務を開設しかつ運営するため、昭和四十七年二月一日にラングーンで、航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定

日本国政府及びビルマ連邦政府は、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名した

名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、また、
両国の領域の間の及びそれらの領域をこえての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くは、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約をいい、同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる附属書又は同条約の改正であつて、両締約国によつて受諾されているものを含む。
(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ビルマ連邦にあつては運輸通信省管下の民間航空局又は運輸通信省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のため指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。
(d) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。
(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。
(f) 「附属書」とは、この協定の附属書又は第十四条の規定による改正後の附属書をいう。
附属書は、この協定の不可分の一部をなすも

のとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くは、附属書を含む。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が附属書に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。
(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権
(c) 国際運輸の対象である旅客、貨物又は郵便物の積卸し及び積込みのため、当該特定路線について附属書に定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

1 各締約国は、特定路線における協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一の航空企業を文書によつて指定する権利を有する。
2 他方の締約国は、指定の通告書を受領したときは、3及び4の規定が適用される場合を除くは、指定された航空企業に対し適当な運営許可を遅滞なく与える。

3 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の指定した航空企業が当該航空当局により国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

4 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業又は他方の締約国の指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対し2の運営許可を与えず若しくは取り消し、又はその航空企業による前条2に定める特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を有する。

5 1及び2の規定に従つて指定されかつ許可を与えられた航空企業は、第九条の規定に従つて定められる運賃が協定業務に關して実施されていることを条件として、協定業務の運営を開始することができる。
6 前条2に定める特権を許す一方の締約国の法令を他方の締約国の指定航空企業が遵守しなかつた場合又は当該航空企業がこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該一方の締約国は、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し、又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を有する。もつとも、この権利は、即時に特権の行使を停止し又は即時にその行使につき条件を課することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くは、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

7 一方の締約国がこの条の規定に基づき措置をとつた場合において、第十三条の規定に基づく他方の締約国の権利は、害されない。

第四条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国の航空企業又は国際航空業務に従事する当該一方の締約国の航空企業が当該空港その他の施設

の使用について支払う料金よりも高額のものであることはならない。

第五条

1 一方の締約国の指定航空企業は、その航空機であつて他方の締約国の領域へ飛行し、その領域から飛行し又はその領域を横断して飛行するものは、当該他方の締約国の税関の規制に従うことを条件として、暫定的に税関の免除を認められる。一方の締約国の指定航空企業の航空機が他方の締約国の領域への到着の際に積載してあり、かつ、その領域からの出発の際にも積載してある燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、関税、検査手数料又はそれらに類する国若しくは地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。その免除は、取り卸された量又は物品については適用しない。ただし、それらの量又は物品を税関の監視の下に置くことを要求する当該他方の締約国の税関の規制に従う場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に取り付けるため又はその航空機で使用するため他方の締約国の領域に輸入される予備部品及び装備品は、それらの物品を税関の監視及び管理の下に置くことを定める当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税の免除を認められる。

第六条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第七条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営にあつては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとす

第八条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務

は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関連を有しなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、その航空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に對する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。その航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力は次の事項に関連すべきであるという一般原則に従つて行なう。

(a) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮したうえでのその地域の運輸需要

第九条

1 協定業務に対する運賃は、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、運力及び設備の程度）、特定路線のいずれかの区間又は全体についての他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて定める。

(a) 1の運賃及びこれに関連して使用される代理店手数料率は、可能なときは、各特定路線及びその区間について関係指定航空企業の間で合意する。それらの運賃及び代理店手数料率の決定に際しては、可能なときは、国際航空運送協会の運賃決定方式を利用することができる。合意された運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けるものとする。

(b) 関係指定航空企業が運賃について(a)の合意をすることができなかった場合は、いずれか一方の締約国の航空当局が申請に係る運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締

約国の航空当局は、適当な運賃について合意に達するように努める。

(c) (b)の合意が成立しなかった場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、それについていづれか一方の締約国の航空当局が満足しないときは、第十三条3の規定が適用される場合を除くほか、実施されない。この条の規定に従い運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用される。

第十条

一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に對し、その航空企業が協定業務の運営に関連して当該一方の締約国の領域内で得た収入のうち支出をこえる部分を、当該一方の締約国の関係法令に従い、送金の時の公の市場における為替相場法によりアメリカ合衆国ドルで送金する権利を与える。

第十一条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつた場合には、当該一方の締約国の指定航空企業が当該他方の締約国の領域への及びその領域からの協定業務において運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常その指定航空企業が公表のため作成して自国の航空当局に提出するものを、当該他方の締約国の航空当局に提出する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により両締約国の航空当局の間で討議する。

第十二条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十三条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国間の交渉によりその紛争を解決するよう努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、その紛争は、いづれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員（いづれかの締約国の国民でもない者に限る。）との三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定するため付託する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意する。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつた場合は第三の仲裁委員につきその後の六十日の期間内に合意が得られなかつた場合には、いづれかの締約国も、国際民間航空期間の理事会の議長に對し、それらの仲裁委員の任命を要請することができ

3 両締約国は、2の規定に基づいて行なわれた決定に従うことを約束する。

第十四条

いづれかの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。改正が附屬書についてのみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行なう。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附屬書について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十六条

いづれかの一方の締約国も、他方の締約国に對し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航

空機関に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意によりその一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十七条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十八条

この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十二年二月一日にラングーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

鈴木孝

ビルマ連邦政府のために

ター・ジョー

附屬書

1 ビルマ連邦の指定航空企業が両方向に運営する路線

ビルマ内の地点—バンコック及び(又は)チェンマイ—クアラ・ランブル及び(又は)シンガポール—ラオス内の一地点、カンボディア内の二地点及び(又は)サイゴン—香港及び(又は)マニラ—那覇(沖縄)—大阪又は東京のうち後日定める一地点

ビルマ連邦の指定航空企業が提供する協定業務は、ビルマ連邦の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

2 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—香港及び(又は)マニラ—サイゴン、カンボディア内の二地点及び(又は)ラオス内の一地点—シンガポール、クアラ・ランブル及び(又は)ベンナー—バンコック—ラングーン

日本国の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、メキシコ合衆国政府との間で航空業務を開設しかつ運営するため、昭和四十七年三月十日に東京で、航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合

衆国政府との間の協定

日本国政府及びメキシコ合衆国政府は、航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「協定」とは、この協定及びこれに附属する路線表をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、メキシコ合衆国にあつては通信運輸省又は同省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、一方の締約国が、第三三条の規定に従い、他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のため指定した航空企業をいう。

(d) 「領域」、「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約第二条及び第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(e) 「特定路線」とは、路線表に定める路線をいう。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が特定路線における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

(c) 国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積み込みのため、路線表に定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条1の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行なわれた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。その締約国は、2の規定及び次条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくその運営許可を与えなければならない。

2 いずれの一方の締約国の指定航空企業も、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨をその航空当局に立証することを要する。

第四条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の所有の主たる部分及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証

されない場合には、その航空企業に対し第二条2に定める特権を与えず又は取り消す権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1にいう特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し、又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を留保する。

第五条

1 一方の締約国の法令であつて国際航空に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくはその領域からの出国又はその領域内にある間の運航及び航行に関するものは、他方の締約国の指定航空企業の航空機について適用されるものとし、当該一方の締約国の領域への入国若しくはその領域からの出国に於て又はその領域内にある間、当該航空機によつて遵守されなければならない。

2 一方の締約国の法令であつて旅客、乗組員、貨物又は郵便物の当該一方の締約国の領域への入国又はその領域からの出国に関するもの、たとえば、入国、出国、移住、旅券、税関及び検疫に関する規則は、その領域への入国若しくはその領域からの出国に於て又はその領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機で運送される旅客、乗組員、貨物若しくは郵便物により又はそれらのために遵守されなければならない。

3 一方の締約国によつて発給され又は有効と認められた航空証明書、技能証明書及び免状で効力を有しているものは、それらの証明書又は免状が発給され又は有効と認められた際の要件が国際民間航空条約に従つて設定される最低標準と同等又はそれ以上のものである限り、他方の締約国によつても協定業務の運営上有効なものと認められる。もつとも、各締約国は、自国の領域の上空の飛行に関しては、自国民が他の国

から与えられた技能証明書及び免状を認めることを拒否する権利を留保する。

第六条

各締約国は、その管理の下にある空港その他の施設の使用につき、他方の締約国の指定航空企業の航空機に対して公正かつ合理的な料金を課し又は課することを認めることができる。その料金は、同様の国際航空業務に従事する自国の航空機が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第七条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装飾品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、検査手数料及びこれらに類する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務に使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装飾品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規則に従うことを条件として、関税、検査手数料及びこれらに類する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装飾品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規則に従うことを条件として、関税、検査手数料及びこれらに類する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営にあつては、他方の締約国の航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関連を有しなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、両締約国間の運輸に対する需要及び当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向かう運輸に対する需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。

3 地方的及び地域的業務の発展は、各締約国の主要な関心事である。したがつて、必要があるときは、地方的及び地域的業務における各締約国の利益が害されないようにするため、この条に規定する基準が指定航空企業によつて遵守されるような方法を研究する目的をもつて、両締約国の航空当局の間で協議を行なう。

第十一条

1 各締約国の指定航空企業が他方の締約国の領域への又はその領域からの運送について徴収する運賃は、運賃の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）、他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、可能なときは、両締約国の指定航空企業の間で合意するものとし、その合意は、可能な限り、国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行なう。

3 指定航空企業は、運賃及びその基礎となる条件につき、その適用を開始しようとする日の少なくとも四十五日前に両締約国の航空当局の認可を申請する。この四十五日の期間は、特別の

場合には、航空当局の間の合意を条件として、短縮することができる。

4 指定航空企業が運賃について合意することができなかつた場合、運賃が他のなんらかの理由で2の規定に従つて決定されなかつた場合又は3の期間の最初の十五日以内に一方の締約国が2の規定に従つて合意された運賃について自国の航空当局が満足しない旨を他方の締約国に通告した場合には、両締約国の航空当局は、合意によつて運賃を決定するように努める。

5 4の合意が成立しなかつた場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解決する。

6 運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が認可しない場合には、実施されない。この条の規定に従つて定められた運賃は、新たな運賃がこの条の規定に従つて定められるまで引き続き実施される。

第十二条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十三条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国間の交渉によりその紛争を解決するように努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員（いずれの締約国の国民でもない者に限る。）との三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。

3 各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、

その後の六十日の期間内に合意する。

4 いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつた場合又は第三の仲裁委員につきその後の六十日の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、それらの仲裁委員の任命を要請することができる。

5 両締約国は、この条の規定に基づいて行なわれた決定に従うことを約束する。仲裁裁判所は、仲裁手続に要する費用の割当てを決定する。

第十四条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定（路線表を除く。）の規定について行なわれる場合には、その改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が路線表についてのみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行なう。両締約国の航空当局が新たな又は修正された路線表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十六条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後六箇月で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意によりその六

箇月の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十七条

この協定は、前条の規定が適用される場合を除くほか、効力発生の日から三年間効力を有するものとし、一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を三年の各期間の満了の六箇月前に通告しない限り、さらに三年ずつその有効期間が延長される。

第十八条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十九条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十二年三月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
福田赳夫

メキシコ合衆国政府のために
エミリオ・O・ラバサ

路線表

1 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—ヴァンクーヴァー—ホノルル—連邦区メキシコ—シティー—ボゴタ又は後日合意する一地点のいずれか一方—サ

ン・パウロ及び（又は）リオ・デ・ジャネイロ
注 日本国の指定航空企業は、中間地点と連邦区メキシコ—シティーとの間及び連邦区メキシコ—シティーと以遠の地点との間のいずれにおいても、両方向とも運輸権を行使しない。

2 メキシコ合衆国の指定航空企業が両方向に運営する路線

メキシコ内の地点—ホノルル—ヴァンクーヴァー—東京—東アジア、インド及びオセアニアにおける後日定める以遠の三地点
注 メキシコ合衆国の指定航空企業は、中間地点と東京との間及び東京と以遠の地点との間のいずれにおいても、両方向とも運輸権を行使しない。

3 いずれの締約国の指定航空企業が提供する協定業務も、その締約国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日米間の渡り鳥の保護及び絶滅のおそれのある鳥類の保護のため、昭和四十七年三月四日に東京で、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメ

リカ合衆国政府との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、鳥類がレクリエーション上、芸術上、科学上及び経済上大きな価値を有する天然資源であること、並びに適切な管理によつてこの価値を増大することができることを考慮し、

鳥類の多くの種が日本国及びアメリカ合衆国の地域の間を渡り、これらの地域に一時的に生息していることを考慮し、

鳥の環境が特に乱されやすいこと、太平洋の諸島の鳥類の多くの種が絶滅したこと、及び鳥類の他の種のうちにも絶滅するおそれのあるものがあることを考慮し、また、

一定の鳥類の管理、保護及び絶滅の防止のために措置をとることについて協力することを希望し、

第一条

この条約の適用地域は、次のとおりとする。

(a) アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国のすべての地域及び属地（太平洋諸島信託統治地域を含む。）

(b) 日本国については、日本国の施政の下にあるすべての地域

第二条

1 この条約において、「渡り鳥」とは、次のものをいう。

(a) 足輪その他の標識の回収により両国間における渡りについて確認のある鳥類の種

(b) その亜種が両国にともに生息する鳥類の種、及び亜種が存在しない種については両国にともに生息する鳥類の種。これらの種及び

亜種の確認は、標本、写真又はその他の信頼しうる証拠に基づいて行なう。

2 (a) 1の規定に従つて渡り鳥とされた種は、この条約の附表に掲げるとおりとする。

(b) 締約国の権限のある当局は、随時附表を検討し、必要があるときは、附表を改正するよう勧告する。

(c) 附表は、両政府が当該勧告のそれぞれの受諾を外交上の公文の交換によつて確認した日の後三箇月で、改正されたものとみなされる。

第三条

1 渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は、禁止されるものとする。生死の別を問はず、不法に捕獲され若しくは採取された渡り鳥若しくは渡り鳥の卵又はそれらの加工品若しくは一部分の販売、購入及び交換も、また、禁止されるものとする。次の場合における捕獲及び採取については、各締約国の法令により、捕獲及び採取の禁止に対する例外を認めることができる。

(a) 科学、教育若しくは繁殖のため又はこの条約の目的に反しないその他の特定の目的のため

(b) 人命及び財産を保護するため

(c) 2の規定に従つて設定される狩猟期間中

(d) 私設の狩猟場に関して

(e) エスキモー、インディアン及び太平洋諸島信託統治地域の原住民がその食糧及び衣料用として捕獲し又は採取する場合

2 渡り鳥の狩猟期間は、各締約国がそれぞれ決定することができる。当該狩猟期間は、主な営巣期間を避け、かつ、生息数を最速の速に維持するように設定する。

3 各締約国は、渡り鳥の保護及び管理のために保護区その他の施設を設けるように努める。

第四条

1 締約国は、絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種を保存するために特別の保護が望ましいことに同意する。

2 いずれか一方の締約国が絶滅のおそれのある

鳥類の種又は亜種を決定し、その捕獲を禁止した場合においては、当該一方の締約国は、他方の締約国に対してその決定（その後におけるその決定の取消しを含む）を通報する。

3 各締約国は、2の規定によつて決定された鳥類の種若しくは亜種又はそれらの加工品の輸出又は輸入を規制する。

第五条

1 締約国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の研究に関する資料及び刊行物を交換する。

2 締約国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の共同研究計画の設定並びにこれらの鳥類の保存を奨励する。

第六条

各締約国は、第三条及び第四条の規定に基づいて保護される鳥類の環境を保全し、かつ改善するため、適当な措置をとるよう努める。各締約国は、特に、

(a) これらの鳥類及びその環境に係る被害（特に海洋の汚染から生ずる被害を含む）を防止するための方法を探索し、

(b) これらの鳥類の保存にとつて有害であると認める生きている動植物の輸入を規制するために必要な措置をとるよう努め、及び、

(c) 特異な環境を有する島の生態学的均衡を乱すおそれのある生きている動植物のその島への持込みを規制するために必要な措置をとるよう努める。

第七条

各締約国は、この条約の目的を達成するために必要な措置をとることに同意する。

第八条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この条約の実施について協議する。

第九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにワシントンで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

る。この条約は、十五年間効力を有するものとし、その後は、この条に定めるところによつて終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に書面による予告を与えることにより、最初の十五年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、両政府の代表は、この条約に署名した。

千九百七十二年三月四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
福田進夫

アメリカ合衆国政府のために
アーミン・H・マイヤー

附表

- 一 はしじろあび (ガヴィア アダムスイイ)
- 二 おおはむ (ガヴィア アルタティカ)
- 三 あび (ガヴィア ステルラタ)
- 四 あかえりかいつぶり (ボディケプス グリセゲナ)
- 五 みみかいつぶり (ボディケプス アウリトゥス)
- 六 あほうどり (ディオメデア アルバートルス)
- 七 くるあしあほうどり (ディオメデア ニグリペス)
- 八 こあほうどり (ディオメデア インムタピリス)
- 九 ふるまかもめ (フルマルス グラキアリス)
- 一〇 あかあしむづなぎどり (プフィヌスカ)

- 一 ーおながみづなぎどり (プフィヌス パキフィクス)
- 二 ーはいいろみづなぎどり (プフィヌス グリセウス)
- 三 ーはしほそみづなぎどり (プフィヌス テヌイロストリス)
- 四 ーみづなぎどり (プフィヌス ナティヴィタティス)
- 五 ーはいらみづなぎどり (プテロドロマ ヒュボレウカ)
- 六 ーあなどり (ブルウエリア ブルウエリイ)
- 七 ーはいいろみづなぎどり (オケアノドロマ フルカタ)
- 八 ーこしじろみづなぎどり (オケアノドロマ レウコロア)
- 九 ーくるこしじろみづなぎどり (オケアノドロマ マカストロ)
- 一〇 ーおーすとりみづなぎどり (オケアノドロマ トリストラミ)
- 一一 ーあしながこしじろみづなぎどり (オケアニテス オケアニクス)
- 一二 ーあかおねつたいちよう (ファエトン ルブリカウダ)
- 一三 ーしらおねつたいちよう (ファエトン レプトウルクス)
- 一四 ーあおつらかつおどり (スラ ダクテュラトラ)
- 一五 ーあかあしかつおどり (スラ スラ)
- 一六 ーかつおどり (スラ レウコガステル)
- 一七 ーひめう (ファラクコロラクス ペラギクス)
- 一八 ーちしまうがらす (ファラクコロラクス ウリレ)
- 一九 ーおおくんかんどり (フレガタ ミノル)
- 二〇 ーぐんかんどり (フレガタ アリエル)
- 二一 ーあまさぎ (プブルクス イビス)
- 二二 ーちゅうさぎ (エグレッタ インテルメディ)

三三	ア)	くろさぎ(デミグレタ サクラ)	六二	しのりがも(ヒストリオニクス ヒスト リオニクス)	八七	たしぎ(ガルリナゴ ガルリナゴ)	一一二	へらしぎ(エウリュノリウニクス ビュ グメウス)
三四	みぞごい(ゴルサキウス ゴイサギ)	六三	こけわたがも(ボリュステイクタ ステ ルレリ)	八八	ちゅうじしぎ(ガルリナゴ メガラ)	一一三	こもんしぎ(トリュンギテス スブル フィコルリス)	
三五	よしごい(イクソブリュクス スイネン スイス)	六四	くろがも(メラニタ ニグラ)	八九	こしぎ(リュムノクリュプテス ミニム ス)	一一四	えりまきしぎ(フィロマクス プグナク ス)	
三六	おおよしごい(イクソブリュクス エウ リュトマス)	六五	かわあいき(メルダス メルガンセル)	九〇	おおはししぎ(リムノドロマス スコロ パケウス)	一一五	きりあい(リミコラ ファルキネルル ス)	
三七	おおはくちよう(キュダヌス キュダヌ ス)	六六	うみあいき(メルダス セルラトル)	九一	おおそりはししぎ(リモサ ラボニカ)	一一六	みゆびしぎ(クロケティア アルバ)	
三八	しじゅうからがん(ブランタ カナデン スイス)	六七	みこあいき(メルダス アルベルルス)	九二	たかぶしぎ(トリンガ グラレオラ)	一一七	あかえりひれあししぎ(ロビベス ロバ トウス)	
三九	しじゅうからがん(ブランタ カナデン スイス)	六八	けあしのすり(プテオ ラゴプス)	九三	きあししぎ(トリンガ インカナ(トリ ンガブレヴィエスを含む。))	一一八	はいろひれあししぎ(ファラロプス フリカリウス)	
四〇	こくがん(ブランタ ベルニクラ)	六九	おおわし(ハリアイエトウス ペラギク ス)	九四	いそしぎ(トリンガ ヒュボレウコス)	一一九	おおとろぞくかもめ(カタラクタ スク ア)	
四一	みかどがん(アンセル カナギクス)	七〇	つみ(アキビテル ヴイルガトウス)	九五	つるしぎ(トリンガ エリュトロプス)	一二〇	とろぞくかもめ(ステルコラリウス ポ マリウス)	
四二	まがん(アンセル アルビフロンス)	七一	とび(ミルヴス ミグラニス)	九六	あおあししぎ(トリンガ ネブラリア)	一二一	くろとろぞくかもめ(ステルコラリウス パラステイタクス)	
四三	ひしくい(アンセル ファバリス)	七二	みさご(パンディオン ハリアエトウ ス)	九七	おおきあししぎ(トリンガ メラノレウ カ)	一二二	しろはらとろぞくかもめ(ステルコラリ ウス ロンギカウドウス)	
四四	はくがん(アンセル カイルレスケン ス)	七三	しろはやぶさ(ファルコ ルステイコル ス)	九八	ちゅうしやくしぎ(ヌメニウス ファイ オプス)	一二三	しろかもめ(ラルス ヒュベルボレウ ス)	
四五	まがも(アナス プラテュリウニコス)	七四	はやぶさ(ファルコ ペレグリニス)	九九	はりももちゅうしやくしぎ(ヌメニウス タヒエイニス)	一二四	わしかもめ(ラルス グラウケスケンス)	
四六	おながも(アナス ストレペラ)	七五	かなだづる(グルス カナデンスイス)	一〇〇	こしやくしぎ(ヌメニウス ミストウス (ヌメニウス ボレアリスを含む。))	一二五	おおせぐろかもめ(ラルス スキステイ サグス)	
四七	おながも(アナス アクタ)	七六	ばん(ガルリスラ クロロプス)	一〇一	ほうろくしぎ(ヌメニウス マダガスカ リエンスイス)	一二六	せぐろかもめ(ラルス アルゲンタトゥ ス)	
四八	こがも(アナス クレカ)	七七	ばん(ガルリスラ クロロプス)	一〇二	こおはしぎ(カリドリリス カストウス)	一二七	うみねこ(ラルス クラスイロストリ ス)	
四九	しまあじ(アナス ケルケドゥラ)	七八	おおばん(フリカ アトラ)	一〇三	こおはしぎ(カリドリリス カストウス)	一二八	ゆりかもめ(ラルス リディブンドウ ス)	
五〇	ともえがも(アナス フォルモサ)	七九	しろちどり(カラドリウス アレクサン ドリヌス)	一〇四	さるはましぎ(カリドリリス フェルルギ ネア)	一二九	みつゆびかもめ(リサ トリダクテュ ラ)	
五一	ひどりがも(マレカ ペネロペ)	八〇	こちどり(カラドリウス ドゥビウス)	一〇五	はましぎ(カリドリリス アルビナ)	一三〇	くびわかもめ(クセマ サビニ)	
五二	あめりかひどり(マレカ アメリカナ)	八一	はじろこちどり(カラドリウス ヒア ティクラ)	一〇六	とうねん(カリドリリス ルフィコルリ ス)	一三一	ぞうげかもめ(パゴフィラ エブルネ ア)	
五三	はしびろがも(スパトウラ クリュベア タ)	八二	めだいちどり(カラドリウス モンゴル ス)	一〇七	ひばりしぎ(カリドリリス ミステイルラ (カリドリリス スプミスタを含む。))	一三二	はじろくろはらあじさし(クリドニアス ア)	
五四	はしはじろ(アユテュア フェリナ)	八三	こばしちどり(エウドロミアス モリネ ルルス)	一〇八	おじろとねん(カリドリリス テンミン キイ)			
五五	おおよしはじろ(アユテュア ヴアリ スイネリア)	八四	むなぐろ(ブルヴィアリス ドミニカ)	一〇九	ひめうづらしぎ(カリドリリス バイル ディイ)			
五六	きんくろはじろ(アユテュア フリグ ラ)	八五	だいぜん(ブルヴィアリス スカタロ ラ)	一一〇	うづらしぎ(カリドリリス アクミナタ)			
五七	あかはじろ(アユテュア バイリ)	八六	きょうじよしぎ(アレナリア インテル プレス)	一一一	あめりかうづらしぎ(カリドリリス メラ メラ)			
五八	ほおじろがも(ブケファラ クラング ラ)							
五九	ひめはじろ(ブケファラ アルベオラ)							
六〇	こおりがも(クラングラ ヒュエマリ ス)							

一三三	レウコプテルス	一五六	アカ
一三四	こしじろあじさし(ステルナ アルウテ イカ)	一五七	こみみづく(アスイオ フランメウス)
一三五	あじさし(ステルナ ヒルンド)	一五八	かつこう(クタルス カノルス)
一三六	なんようまみじろあじさし(ステルナ ルナタ)	一五九	つつどり(クタルス サトゥラトウス)
一三七	まみじろあじさし(ステルナ アナイテ トゥス)	一六〇	じゅういち(クタルス フガクス)
一三八	えりぐろあじさし(ステルナ スマトラ ナ)	一六一	よたか(カブリムルグス インディカ ス)
一三九	こあじさし(ステルナ アルビフロ ン)	一六二	あまつばめ(アブス パキフィクス)
一四〇	せぐろあじさし(ステルナ フスカタ)	一六三	ありすい(ユンクス トルキルラ)
一四一	くろあじさし(アノウス ストリドゥ ス)	一六四	つばめ(ヒルンド ルステイカ)
一四二	とりしまくろあじさし(アノウス テ ス)	一六五	しょうどうつばめ(リバリア リバリ ア)
一四三	はいいろあじさし(プロケルステルナ ケルレア)	一六六	しめ(ココトラウステス ココトラウス テス)
一四四	しろあじさし(ギュギス アルパ)	一六七	べにひわ(カルドゥエリス フランメ ア)
一四五	うみがらす(ウリア アアルゲ)	一六八	うそ(ビュルラ ビュルラ)
一四六	はしぶとうみがらす(ウリア ロンヴィ ア)	一六九	ぎんざんましこ(ビニコラ エスクレア トル)
一四七	うみばと(ケプルス コルンバ)	一七〇	あと(フリギルラ モンティフリン ギルラ)
一四八	うみすずめ(スュントリボランフス ンティクス)	一七一	かしらだか(エンベリザ ルステイカ)
一四九	うみおむ(アイティア プスイタク ラ)	一七二	きがしらしとど(ゾノトリキア アトリ カビルラ)
一五〇	えとろふうみすずめ(アイティア ク リ)	一七三	みやましとど(ゾノトリキア レウコフ リクス)
一五一	しらひげうみすずめ(アイティア ビ ュグマイア)	一七四	ごまふすずめ(パセレルラ イリアカ)
一五二	こうみすずめ(アイティア プスイ ル)	一七五	ひばり(アラウダ アルヴェンシス)
一五三	うとう(ケロリンカ モノケラタ)	一七六	たひばり(アントゥス スビノレタ)
一五四	えとびりか(ルンダ キルラタ)	一七八	からふとびんずい(アントゥス ホジ ソニ)
一五五	つめのどり(フラテルクラ コルニク ラ)	一七九	むねあかたひばり(アントゥス ケル ヴイヌ)
	しろふくろ(ニクテア スカンディ ア)	一八〇	はくせきれい(モタキルラ アルバ)
		一八一	きせきれい(モタキルラ キネレア)
		一八二	きせきれい(モタキルラ キネレア)
		一八三	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一八四	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一八五	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一八六	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一八七	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一八八	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一八九	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九〇	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九一	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九二	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九三	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九四	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九五	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九六	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九七	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九八	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		一九九	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)
		二〇〇	きせきれい(モタキルラ フラヴ ア)

一八二 えぞびたき (ムスカバ グリセイステ
クタ)

一八三 しませんにゆう (ロクステルラ オコテ
ンスイス)

一八四 むしくい (フルロスコプス ポレアリ
ス)

一八五 まみちやじない (トゥルドウス オプス
クルス)

一八六 おおのごま (エリタクス カルリオベ)

一八七 やまひばり (プルネルラ モンタネルラ)

一八八 こむくどり (ストウルヌス フィリペン
スイス)

一八九 むくどり (ストウルヌス キネラケウ
ス)

とともに、両国の航空企業がそれぞれの業務を行なうことができる路線を定めているものでありまして、わが国が従来締結した多くの航空協定と形式、内容ともにほぼ同様のものであります。

この協定の締結により、両国の航空企業は、安定した法的基礎の上におきまして相互に乗り入れを行なうことができることになるのみならず、わが国とビルマ連邦との間の友好関係も一層促進されることが期待されるのであります。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求めらる次第でございます。

次に、わが国は近い将来にわが国の航空企業による中南米路線を開設することを希望しており、同路線の一環としてメキシコ合衆国に乗り入れを

○福田國務大臣　ただいま議題となりました航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との

同国政府と航空協定締結のための交渉を行ない、その結果合意が成立いたしましたので、昭和四十七年三月十日に東京で協定の署名を行なった次第であります。

間の協定の締結について承認を求めるの件、及び、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件の三件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この協定は、わが国とメキシコ合衆国との間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件を規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれの業務を行なうことができる路線を定めているものでありまして、わが国が従来締結した多くの航空協定と形

まず、ビルマ連邦政府は近い将来に同国國營航空企業の本邦乗り入れを強く望んでおり、わが国もわが國航空企業の東南アジア路線及び南回り歐洲路線の一環としてビルマ連邦に乗り入れを確保し、同國との友好關係の緊密化をはかることが望ましいと考えまして、昭和四十五年二月以降同國

式、内容ともにはほぼ同様のものであります。

この協定の締結により、両国の航空企業は、安定した法的基礎の上におきまして相互に乗り入れを行なうことができることになるのみならず、わが国とメキシコ合衆国との間の友好関係も一そう促進されることが期待されるのであります。

政府と航空協定締結のための交渉を行ない、その結果合意が成立いたしましたので、昭和四十七年二月一日にラングーンで協定の署名を行なった次第あります。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、政府は、米国との間に渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する

この協定は、わが国とビルマ連邦政府との間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件を規定する

条約を締結するため、昭和四十三年以来二回にわたり日米間で専門家会議を開催する等かねて米国側と話し合いを進めてきました結果、本年三月四

日に東京において、日本側本大臣と米國側マイヤ
ー駐日大使との間でこの条約に署名を行なった次
第であります。

この条約は、前文、本文九カ条及び附表から
なっており、そのおもな内容は、次のとおりであ
ります。

まず日米間の渡り鳥につきましては、その捕獲
及びその卵の採取は、禁止されるものとしてお
り、生死の別を問わず、不法に捕獲されもしくは
採取された渡り鳥もしくは渡り鳥の卵またはそれ
らの加工品等の販売及び購入等も禁止されること
となっており、もつとも、科学的目的等のた
めのまたは狩猟期間中の捕獲及び採取等一定の場
合には、それぞれの国の法令により、捕獲及び採
取の禁止に対する例外が認められることとなつて
おります。

次に、絶滅のおそれのある鳥類につきまして
は、その保存のために特別の保護が望ましいこと
に同意し、これらの鳥類及びその加工品の輸出ま
たは輸入を両国が規制することといたしておりま
す。

以上のほか、両国は、渡り鳥及び絶滅のおそれ
のある鳥類の研究に関する資料及び刊行物を交換
することとし、また、渡り鳥及び絶滅のおそれの
ある鳥類の環境を保全する等のため適当な措置を
とるようにつとめることといたしております。

なお、この条約の附表は、日米間の渡り鳥とし
て百八十九の鳥類の種を掲げております。

鳥類及びその環境の保護に関する国際的協力の
機運は、近年とみに高まりつつありますが、この
条約の締結は、日米両国における鳥類保護に対す
る関心を深めるのみならず、右の国際的協力の機
運をさらに高めることになるものと期待しており
ます。

よつて、ここに、この条約の締結について御承
認を求める次第であります。

以上三件につき何とぞ御審議の上すみやかに御
承認あらんことを希望いたします。

○櫻内委員長 これにて提案理由の説明は終わ
りました。

各件に対する質疑は後日行なうことといたしま
す。

○櫻内委員長 連合審査会開会の件についておは
かりいたします。

当委員会において調査中の国際情勢に関する件
について、内閣委員会から連合審査会の中し入れ
がありましたので、これを受諾するに御異議あり
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時は、内閣委員長と
の協議の上決定をいたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は、来たる十九
日午前十時より理事会、午前十時十五分より委員
会を開会することとし、これにて散会いたしま
す。

午後零時五十一分散会

昭和四十七年四月二十一日印刷

昭和四十七年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局